

# 李陽冰事跡考（上）

—— 唐代文人・李陽冰とその周辺 ——

戸 崎 哲 彦

## はじめに

李陽冰は篆書の大家として今日に至っても、また我が国においても、広く知られている。早くは、北宋の大学者であり、特に芸術評論にすぐれた業績ののこした朱長文（1039-1098）<sup>(1)</sup>が唐代三大書家の一人として李陽冰を挙げている。その著『續書斷』（熙寧七年1074）は、唐・張懷瓘『書斷』（開元十五年727）が唐代約三百年のはほぼ前半までの書史であるのを継がんとして唐代書家のランキングを試みたものであり、「神品三人」として挙げる所は顔真卿・張旭・李陽冰である。いっぽう今日有名である虞世南・褚遂良・柳公権・素懷は「神品三人」の下位である「妙品十六人」に入れられている。最高である「神品」で三人を挙げるのは、『書斷』がそうであったように、書体の相違によるものであって、楷書で顔真卿を、草書で張旭を、篆書で李陽冰を最高とする。これは唐一代を対象とした評価であるが、篆書に限って言えば、李陽冰は中国書道史上、唯我独尊の地位にあるといっても過言ではない。しかし李陽冰は書家としてのみ著名であるのではない。文字学史上でも大きな功績があった。とりわけ『説文解字』の刊定と文字研究は五代の徐鉉『新定説文』や徐鍇『説文解字繫傳』によって批判されるまで、唐代後半を通して範を垂れてきた。また文学史においては、李白の作品を世に広めたことでも知られている。今日、李陽冰の詩はほとんど伝わっておらず、文が約十篇（『全唐文』437）残っているのみであるが、その一つ「草堂集序」は、李白に叔父と称され、遺稿を託されて撰したものであり、唐代文学史上重要な資料である。

このように、李陽冰は書学・小学・文学史上で著名であるにもかかわらず、今日まであまり研究されていない。その作品数・作品名・生卒・歴官・交友等の基礎研究さえ十分ではなかった。このような中であって最近に至って朱関田『唐代書法家年譜』（江蘇教育出版社2001年8月）が出た。李陽冰研究ではそれに収める「李陽冰事迹系年稿」・「李陽冰書迹考略」が今日最も詳しいのではな

<sup>(1)</sup> 『墨池編』・『續書斷』・『呉郡圖經續記』・『琴臺志』・『樂圃餘稿』等の著がある。

かろうか。たとえば著録に見える李陽冰の作品数は一般に三十余として深く調査されることはなかったが<sup>(2)</sup>、朱氏の「書迹考略」は石刻資料を博搜して、疑わしいものを含み、六十八の作品を挙げている。従来の説の倍である。しかし実はこれも十分であるとはいえない。たとえば筆者の手元にある史料によっても著録に見られるものは約九十にのぼる。朱氏は著作をあまり録しておらず、事跡に至っても未だ言及していないものが少なくない。したがって筆者と説を異にする所も少なくない。また、そもそも李陽冰は決して書法史のみから捉えられるべき存在ではないというのが筆者の観測である。書家としての地位には確かに不動のものがあるが、筆者は中唐の韓愈・柳宗元で知られる古文復興の文学思潮に脈絡するような、文藝の改革者、文藝復興の推進者たる文人として捉えられるのではなかろうかと憶測している。安史の乱後の江南における新しい文藝思想の胎動を李陽冰を通じて捉えられないか。本稿はこのような仮説に向かった基礎作業でもある。

## I 李陽冰の家系

### 李陽冰の伝記史料

李陽冰は書家としては有名であったが、虞世南・褚遂良・顔真卿などとはちがって政治的には目立った活動が見られないためか、両『唐書』には伝はなく、わずかに『新唐書』72上「宰相世系表」（p2475）に「李雍門 [問]：湖城令」の子として次のように見えるのみである。

湜。 (子) 塤、三原令。

澥、字堅冰、刑部郎中。(子) 騰、隰州刺史。

陽冰、將作少監。 (子) 服之。

その他にこれを補うものとして李陽冰とほぼ同時代の人にやや詳しい記録が二つある。竇泉「述書賦（下）」（乾元元年758）に「通家世業、趙郡李君。嶧山並驚、宣父同群。洞於字學、古今通文。家傳孝義、意感風雲」といい、自注<sup>(3)</sup>に次の

<sup>(2)</sup> 伏見沖『唐李陽冰三墳記』（二玄社1969年）には「現在記録の上だけでも知ることのできるものは、ざっと調べたところでは三十件ほどで、そのうち実際に見ることのできるのは數種にすぎない」（p47）として「諸書から摘録して」31件を掲げており、最近に至っても徐自強等『中国的石刻与石窟』商務印書館1996年、p20）に「他（李陽冰）刻写過許多篆字碑和碑額、見于著録的就有《三墳記》・《城隍廟碑》等三四十件、但現存者只十六七件了」という。

<sup>(3)</sup> 一説に兄竇蒙の大曆四年の注というが、疑わしい。

ようにいう。

李陽冰、趙郡人。父雍門〔問〕、湖城令。家世住雲陽、承白門作尉。冰兄弟五〔三?〕人、皆負詞學、工於小篆。……弟〔兄〕灑、灑子騰、冰子均（一作垧）、並詞場高弟。幼子曰廣、勤學孝義、以通家之故、皆同子弟也。

また、兄李灑（718-760）の伝記に詳しい穆員「刑部郎中李府君墓誌銘」（『全唐文』784）に次のように見える。

有唐趙郡李府君、春秋四十有三、歴官十有二政。以尚書郎柱下史分王命於江淮。上元元年（760）秋八月十三日、遘疾、終揚州官舎之次。夫人范陽盧氏、先府君三年而少六歳、至徳二年九月乙亥、捐于吳興郡長史之館、以國難家寢、靡遑還葬、乃各於次而卜宅焉、然其引也蓋殯。貞元三年（787）、嗣子騰、世先人之文行、仕殿中侍御史。……奉府君夫人之喪至自吳・楚、……府君諱灑、字堅水〔冰〕。……曾祖行敷、皇朝曹州離狐縣主簿。祖懷一、左千牛并州晉陽縣尉。父雍問、虢州湖城縣令。……夫人皇朝刑部郎中瀛汝二州刺史宏懌之孫、吏部員外郎汝州刺史僕之子。

以上の史料によって李陽冰の先世・家族をまとめれば次のようになる。

曾祖：名は行敷、官は曹州離狐県主簿。

祖：名は懷一、官は左千牛衛・并州晉陽県尉。

父：名は雍問、官は虢州湖城県令。

郡望：趙郡。

郷里：雲陽県。

兄：名は湜、字は□□、官は□□。子：名は塤、官は三原令。

兄：名は灑、字は堅冰、官は刑部郎中。子：名は騰、官は隰州刺史。

本人：名は陽冰、字は□□、官は将作少監。子：名は均；服之；広。

なお、「述書賦」に「通家」というから、竇氏とは姻戚関係があった。また、兄・李灑の妻は当時著名な詩人であった盧僕の女（724-757）である<sup>(4)</sup>。

その他に李陽冰「上李大夫人論古篆書」（『全唐文』437）も重要な資料である。後人による李陽冰の伝記は主にこれらに拠るものであるが、なお未記載で不明な点が多く、また記載されているものも検討すべきものがある。

### 趙郡と雲陽県

<sup>(4)</sup> 盧僕については、芮挺章『國秀集』（天寶三載744）に詩十三首と多く集め、『新唐書』200に伝がある。『全唐詩』99には『國秀集』を基本資料として十四首を収める。

「趙郡」（今の河北省趙県）は郡望であるが、「雲陽」は生まれ育った所、出身地である。従来の説では「雲陽」を京兆府雲陽県（今の陝西省涇陽県）とする<sup>(5)</sup>。今、京兆府雲陽県とする根拠を知らないが、たしかに唐代の京兆府に雲陽県があり、李陽冰「上李大夫論古篆書」（『全唐文』437）に「陽冰年垂五十、去國萬里」という。また、後述するように天寶二載（743）頃、二十歳前後に洛陽で張旭に書を学んだ可能性もある。

しかし別の可能性も考えられる。「述書賦」注に「家世住雲陽、承白門作尉」という「白門」は金陵郡（潤州）江寧県の別名、古雅の称である。李陽冰はその県尉になっており、また「雲陽」も『元和郡縣志』25「丹陽縣」に「本舊「雲陽縣」地、……武徳五年、曾於縣置簡州、八年廢。天寶元年、改爲丹陽縣」というように、潤州丹陽県の古称である。そこで「雲陽」は京兆府の雲陽県ではなく、潤州丹陽県であった可能性が考えられるわけである。白門の県尉となったのは、当時の多くの文士官吏と同じように、北で勃発した安史の乱を避けて江南に逃れたからとも考えることができるが、兄・李澥は穆員「刑部郎中李府君墓誌銘」に「至徳歳起家宰江陰」というように、晋陵郡（常州）江陰県令として起家しており、また兄の妻盧氏は呉興郡（湖州）で死去している。そこで「雲陽」丹陽県には李陽冰一族の荘園があったようにも思われる。さらに、李嘉祐「送従叔（李）陽冰祇召赴郡」詩（『全唐詩』206）に「自小從遊慣、多由戲笑偏」とあり、李嘉祐（?-780）は後述するように大曆七年（772）頃に袁州刺史を辞して常州・湖州あたりに帰省している。いずれも江南の地である。

いっぽう李澥夫妻について「有唐趙郡李府君、……屬以國難家寔、靡遑還葬、乃各於次而卜宅焉、然其引也蓋殯。……冬十有一月、奉府君夫人之喪至自吳・楚、粵明月五日、遷窆于某原、禮也」というのは、安史の乱が勃発し、かつ家が貧困であったために、後に蘇州・揚州から北に帰って合葬したことをいうもののようである。そうならば一族の墓地は江南ではなく、「趙郡」あるいは京兆府「雲陽」にあったと考えるべきであろう。李陽冰「上李大夫論古篆書」の「家無宿春之儲、出無代步之乘」というように、たしかに李陽冰一族は大曆年間までは貧しかった。しかし呉・楚から棺を遷して合葬するのに要した時間は「明月五日」つまり長くても僅か一ヶ月であるから、趙郡あるいは京兆府雲陽県に遷したとは考えられない。この点からみても「雲陽」は潤州丹陽県であった可

<sup>(5)</sup> 『中国文学家大辞典・唐五代卷』（中華書局1992年）「李陽冰」（p278）、賈晋華『峻然年譜』（廈門大学出版社1992年、p88）等。朱関田（p493）は「生于雲陽」というのみ。

能性が高い。また、詳しくは本稿で考察する所であるが、李陽冰は宝曆二年(763)に當塗県令を辞めた後、大暦の初めに北上して長安にいた、つまり雲陽県に近い地にいたことがあるが、洛陽・泰山を経て南下し、江南に帰っている。つまり、大暦九年(774)に京兆府戸曹参軍事として上京するまで、李陽冰の活動の中心は江南にある。

この他に、民国・余紹宋『書畫書録解題』(1932年)9「散佚」の「翰林禁經八卷：唐・李陽冰撰」には「陽冰、字少温、蜀之昌明人」という。蜀の昌明は唐の綿州昌隆県、先天元年に玄宗の諱を避けて昌明県に改名(今の四川省江油市南部)。昌明人説が何に拠るか未詳であるが、後述するように杜甫が李潮と逢った夔州にある雲陽県と関係があるだろうか。ただし雲陽県は明代からであり、唐代には雲安県といった。

いずれの説も確証を欠くが、「雲陽」を京兆府の雲陽県よりも潤州丹陽県と考える方が適当ではなかろうか。少なくとも現在知られる史料で見る限り、丹陽県説の方が状況証拠は多いようである。

#### 李陽冰・李少温・李仲温と李潮

「世系表」に李湜の字や官名が記されていないのは恐らく早くに卒したためであろうが、陽冰については字が記されていないため、また陽冰が名か字が不明であるために、早くから多くの議論がある。

北宋『宣和書譜』2「篆書」に「唐・李陽冰、字少温、趙郡人。官至將作少監。善詞章、留心小篆逮三十年……」といって字を少温とする。「留心小篆三十年」以下は李陽冰「上李大夫論古篆書」に多く拠っている。後に明・陶宗儀『書史會要』5にも「李陽冰：字少温、趙郡人。官至將作少監。留心小篆逮三十年……」というように、名を陽冰、字を少温とするものが多く、今日に至っても広く採用されてほぼ定説になっている<sup>(6)</sup>。しかし陽冰を字とする説が早くからあった。

元・吾邱衍「學古編」に「陽冰即杜甫之甥、名潮、取『海賦』“陽冰不治”之義爲字。既以字行、乃別字少温」という。これによれば潮が名、陽冰が字、少温が別字である。「杜甫之甥」とは杜甫「李潮八分小篆歌」に「惜哉李蔡不復得、吾甥李潮下筆親」というのに拠る。明・陶宗儀『書史會要』5は『宣和書譜』を引いた上で「或云：陽冰即李潮也。初名潮、因以字行、別字少温。未知其果否」と注記するが、これは吾邱衍等の説を指すであろう。後に清・劉熙載『藝

<sup>(6)</sup> 『中国文学家大辞典・唐五代卷』(中華書局1992年、p278)、朱関田『唐代書法家年譜』(2001年)「李陽冰事迹系年稿」(p494)等。

概』5「書概」にも「元・吾邱衍謂李陽冰即杜甫甥李潮。論者每不然之。觀『唐書・宰相世系表』、趙郡李氏雍門子、長湜；次澁、字堅冰；次陽冰。潮之爲名、與澁・澁正復相類、陽冰與堅冰似皆爲字、或始名潮、字陽冰、後以字爲名、而別字少温、未可知也。且杜詩云“況潮小篆逼秦相”といい、清・康有為『廣藝舟雙楫』2「説分」もほぼこれを襲う。

李陽冰＝李潮の同一人物説は、ともに篆書を善くしたことに加えて、李陽冰の兄弟の名が「澁」・「澁」と「潮」というように、いずれも三水偏の文字になり、かつ兄の字も「～冰」の構造であることが根拠となっている。この説を補足すれば、一般的にいて名と字には関係があり、名の三水偏と字の「～冰」の他に、名「潮」の「朝」と字「陽冰」の「陽」とは関係があり、名「澁」の「解」と字の「堅」にも同様のことがいえる。堅冰は「海賦」（『文選』12）の「陽冰不治」、堅冰は『易』の「堅冰禮之水」に由来する。

しかし名・字の説はこれだけではない。『全唐文』437「李陽冰」の小伝には「字少温、趙郡人。寶應元年、官當塗令、終將作少監」というのみであるが、『全唐詩』262「李陽冰」の小伝はそれよりも詳しく、「字仲温、趙郡人。李白之叔父。寶應元年、爲當塗令、（李）白往依之、曾爲白序其詩集。官止將作少監。工篆書」といって字を「仲温」に作り、今日これを採用するものもある<sup>(7)</sup>。「仲温」が何に拠るものであるか未詳であり、「仲」は「少」の誤りであるようにも思われるが、兄弟の順を意識してのことであって、「少温」は李陽冰の弟ということになる。以上の説をまとめれば次のような関係が考えられる。

名“澁”、字“□冰”、別字“伯温”。

名“澁”、字“堅冰”、別字“仲温”。

名“潮”、字“陽冰”、別字“少温”。

劉熙載の説には一定の理があり、さらに憶測を加えれば、従兄弟の間にも同様のことがいえるかも知れない。李澁の子の名“埴”与李陽冰の子の名“均”は同一偏旁を共有する。また、李陽冰の子の名“服之”についても同様のことが考えられる。李服之は「世系表」に記されてはいるが、早くは韓愈「科斗書後記」に見えるものであり、これに拠って補足した可能性がある。この「〇之」はしばしば字に見られる。そこで「服之」を字、「服」を名と考えるならば、李澁の子の名“騰”と偏旁を共有する。このような名・字の関係から見れば、“李

<sup>(7)</sup> 張撝之等『中国歴代人名大辞典』（上海古籍出版社1999年）上冊「李陽冰」（p976）。

陽冰（字）＝李潮（名）」という同一説には一定の説得力がある。

しかし同一説は以下の理由によって成立しがたい。

(1) 作品の相違：北宋の歐陽修『集古録』や趙明誠『金石録』等に録する李陽冰と李潮の作品名が異なる。康有為『廣藝舟雙楫』2は先の名・字の類似性に加えて「歐陽『集古』・鄭漁仲（樵）『金石略』俱無（李）潮篆、其爲一人、無可疑也」というのは正確ではない。宋代に李潮の書は伝わっていた。ただし篆書の作ではない。

(2) 書体の相違：李陽冰「上李大夫論古篆書」に「陽冰志在古篆、殆三十年」と自負し、すでに篆書家として知られていたが、いっぽう李潮は杜甫「李潮八分小篆歌」に「惜哉李蔡不復得、吾甥李潮下筆親。尚書韓擇木、騎曹蔡有鄰。開元已來數八分、潮也奄有二子成三人」といい、歐陽修『集古録跋尾』6(14b)の「唐大照禪師碑」に「唐・吏部員外郎盧僎撰、伊闕縣尉集賢院特〔待〕制兼校理史惟則書。碑、天寶元年立。唐世分書（八分書）名家者四人而已、韓擇木・李潮・蔡有鄰及惟則也」、また同書6(14b)の「唐植柏頌」にも「唐世八分、四家而已。韓擇木・史惟則之書、見於世者頗多。蔡有鄰甚難得、而李潮僅有。亦皆後人莫及也」という。八分書はむしろ隸書体に近く、篆書とは明らかに異なる。両者の書体の相違は草書と楷書が異なるように歴然としており、現存の石刻あるいはその拓本を見た者が混同することはまずあり得ない。李陽冰は篆書を善くし、李潮は八分書を善くする人物であった。

(3) 知名度の相違：李陽冰の篆額と顔真卿の楷書による合作が多いことからわかるように、李陽冰は大暦・建中の間に篆書の大家として有名であったが、杜甫「李潮八分小篆歌」に「我今衰老才力薄、潮乎潮乎奈汝何」というのは李潮が当時無名にして困窮していたことを告げている。『金石録』27(10b)「唐慧義寺彌勒像碑」（韓偓撰、大暦二年十二月）に「李潮八分書。潮書初不見重于唐、當時獨杜甫詩盛稱之、以蔡有鄰・韓擇木。今石刻在者絶少、惟此碑與『彭元曜墓誌』耳。余皆得之、其筆法亦不絶工、非韓・蔡比也」という。李潮の作品は、数が少ないだけでなく、実際にさほど重宝がられておらず、韓擇木・蔡有鄰の比ではなかった。

(4) 活躍時期の相違：『金石録』7(13a)に「唐鄭陳節度使彭元曜墓誌；李潮撰并八分書、乾元二年（759）十一月」、同書8(2a)に「唐慧義寺彌勒像碑上；韓偓撰、李潮八分書、大暦二年（767）十二月」。杜甫「李潮八分小篆歌」に「巴東逢李潮、逾月求我歌」とあり、杜甫（712-770）が李潮に逢ったのは巴

東にいた大暦元年（766）から三年初。この頃、李陽冰は長安にいた。これについては本稿で考察する所である。また、『寶刻類編』5（2a）「裴璘：給事中兵部尚書」の条（また「鄭冠」（11a）の条）に「濟祠亭記并詩：李潮撰記、于蟠撰詩、鄭冠篆額、（裴璘）正書、元和九年（814）十月、（在）孟」という。ただし仮に乾元二年に三十歳であったとしても元和九年は八十五歳の高齢になる。当時に在って九十に近い長命は極めて稀である。

（5）活動地域の相違：『輿地碑記目』4「潼州府」（12a）に「甘泉亭碑李潮八分書：在城北護聖寺水陸淨土巖北」。また、杜甫が李潮に逢ったのも「巴東」夔州である。李潮は長江上流から蜀あたりを歴遊していたようであるが、李陽冰がこの地方に行ったことは少なくとも著録の作品からは知られない。

以上の理由によって李陽冰与李潮は同一人物ではあり得ない。吾邱衍の「陽冰即杜甫之甥、名潮」は全く根拠を欠く。とはいえ、「既以字行」を否定するまでの根拠は見つからない。兄弟の名・字との関係から見て、恐らく陽冰は字であり、自ら好んで字を用いたため、字が通行したのではなかろうか。また、字を「少温」や「仲温」とする説が何に拠り、いつ始まるのかも未詳であるが、「少監」の誤字が伝わった可能性がないではない。李陽冰が将作少監に就き、秘書少監が贈られたために「李少監」とも呼ばれ、そこで「少監」が誤って「少温」と書かれたことがあったために、すでに世に通行している「陽冰」を名と考えて「少温」を字と見なすようになったとは考えられないであろうか。なお、「陽冰」に作るものがあるが、現存する本人の書による石刻ではいずれも「冰」ではなく、「氷」に作っている。また、「氷」音は「凝」と読まれてきた。「氷」の音には「筆陵切」（ヒョウ、bing1）（こおり、名詞）と「魚陵切」（ギョウ、ning2）（こおる、動詞）があるが、元・鄭杓『衍極』1の「李陽冰」下に元・劉有定は注して「筆陵反。作筆陵反、非」と注意させている。ただし臧励劬『中國人名大辭典』（商務印書館1921年）「李陽冰」（p429）には「世讀“陽冰”爲“陽凝”、又非。“陽冰”之“冰”、當爲冰凍之冰、非凝字也」といって読“凝”説を否定する。

## II 李陽冰の事跡

玄宗・開元十二年（724）：一歳。雲陽県（潤州？）に生まれる。

晩唐・舒元興（789-835）の元和間の作「玉筍篆志」（『全唐文』727）に「（天）受之以趙郡李氏子陽冰、陽冰生皇唐開元。……吾知冰歿二三十年、其蹤跡流於

人間固不甚少」<sup>(8)</sup>、北宋・朱長文(1039-1098)「續書斷」(熙寧七年1074序)に「陽冰生於開元」という。開元年間に生まれたことは広く知られていたようであるが、しかし開元(713-741)は三十年近くも続いた。

李陽冰の生年について、筆者の知る所では二説ある。いずれも拠る所は李陽冰「上李大夫論古篆書」(『全唐文』437)であり、それに「陽冰志在古篆、殆三十年。……陽冰年垂五十、去國萬里。……大夫銜命北闕、撫寧南方」という。傅璇琮『唐五代文学編年史・中唐卷』(p84)は「李大夫」を李勉とし、「上書」を大曆三年の作として李陽冰を「垂五十」によって開元八年(720)頃の生まれとし、いっぽう朱関田「李陽冰事迹系年稿」(p493、p502)は李涵として大曆七年の作とし、開元十二年(724)の生まれとする。しかし後述するように李陽冰「上書」は大曆七年(772)冬の作ではあるが、李勉に宛てたものと考えべきであり、当時「垂五十」つまり四十九歳(満48歳)であったから、李陽冰が生まれたのは開元十二年(724=772-48)。

**玄宗・天宝二載(743)：二十歳。洛陽の裴徹宅で顔真卿とともに張旭に書を学ぶ(?)。**

大曆七年(772)冬「垂五十」歳の時の作である李陽冰「上李大夫論古篆書」に「陽冰志在古篆、殆三十年」。「三十年」は恐らく概数であるが、張旭に書を学んだのはこの頃ではなかろうか。唐・張彦遠(815?-875?)『法書要録』1「傳授筆法人名」に「(張)旭傳之李陽冰、陽冰傳徐浩・顔真卿・鄔彤・韋玩・崔邈」。

#### 【李陽冰と張旭の交流】

顔真卿「張長史十二意筆法記」(原注「天寶五載」)に「予罷秩醴泉、特詣京洛、訪金吾長史張公旭、請師筆法。長史於時在裴徹宅憩止〔已一年矣〕。有群衆師張公求筆法、或有得者皆曰神妙。僕頃在長安、師事張公、張公皆大笑而已。……不復有得其言者。僕自再於洛下相見、眷然不替。……僕自停裴家月餘、日因與裴徹從長史言話」という。清・黃本驥の「年譜」によれば、顔真卿が醴泉県尉を辞して洛陽の裴徹宅に張旭を最初に尋ねたのは天寶二載。これは正に「陽冰志在古篆、殆三十年」天寶二載に当たる。また、建中二年(781)王密撰「唐明州刺史裴公紀德碣銘」の篆額を書いたのも李陽冰である。『法書要録』には「(張)旭傳之李陽冰、陽冰傳徐浩・顔真卿・鄔彤・韋玩・崔邈」という。これによれば李陽冰から徐・顔・鄔・韋・崔の五人に伝授したことになるが、『墨池編』2(8b)「古今傳授筆法」には「張旭傳李陽冰、陽冰傳徐浩、徐浩傳顔真卿、真卿傳鄔彤、鄔彤傳韋玩、韋玩傳崔邈」とあるから、おそらく「徐浩」以下には「傳」が略されているであろう。いずれにしても「張長史十二意筆法記」がいう顔真卿が張旭に師事したことと矛盾するが、李陽冰(724-785)が張旭に師事したのは徐浩(703-782)・顔

(8) また、『全唐詩』873「舒元輿」に「題李陽冰玉箸篆詞」を取める。

真卿（709-785）よりも早かったならば、李陽冰は「有群衆師張公求筆法」の一人であり、また李陽冰と顔真卿の交遊はすでにこの時に始まっていることになる。

しかし李陽冰が潤州丹陽県で育ったならば、江南で張旭に会い、書を学んだことも考えられる。晩唐・張固『幽閑鼓吹』に「張長史（旭）釋褐、爲蘇州常熟尉」というから、常熟尉尉として江南地方で活躍していた。「張長史十二意筆法記」によれば金吾衛長史であった天宝二載（743）以前である。「上李大夫論古篆書」に「陽冰志在古篆、殆三十年」という「三十年」は「古篆」についてであり、広く書については「三十年」よりも早いはずである。そこで李陽冰が張旭に書を学んだのであれば、天宝二載以前に江南であったことも考えられる。ただし「張長史十二意筆法記」が顔真卿の作かどうか、疑わしい。たとえばそれにいう伝法の系譜が張彦遠のいう「陽冰傳徐浩・顔真卿」と合わないだけでなく、「述書賦」注（乾元元年758）には「張旭、吳郡人、左率府長史」といい、同時代人の蔡希綜「法書論」にも「爾來率府長史張旭」という。左率府長史（正七品上）は最終の官、少なくとも天宝二載以後の官職であるが、天宝二載の作という「張長史十二意筆法記」に「金吾長史」金吾衛長史（從六品上）というのは符合しない。ちなみに民国・余紹宋『書畫書録解題』9は「偽託」類に入れている。

いっぽう天宝十五載（756）・改元至徳元載に張旭と李白が交遊したという説があり、そうならばこの時、李陽冰も交遊していたと考えられる。李白「猛虎行」に「楚人每道張旭奇、心藏風雲世莫知。……（宣州）溧陽酒樓三月春、揚花茫茫愁殺人」とあり、安旗『李白全集編年注釋』（巴蜀書社1990年）はこの詩を「至徳元載」（756）に編年し、清・王琦注を支持して「本年暮春于溧陽酒樓與張旭宴別時作」（p1275）という。郁賢皓『李白大辭典』（広西教育出版社1995年、p206）もこの説を採る。後述するように天宝十五載（756）暮春三月に李陽冰は李白撰「溧陽瀨水貞義女碑銘」を書いているから、この頃に李陽冰も張旭と交遊したはずであり、したがってこの頃、張旭に書を学んだことも考えられる。

しかし瞿蜕園・朱金城『李白集校注』が「猛虎行」について「蓋有人盛稱張旭、聊藉此發端以自抒懷抱耳」というように、たしかに詩には張旭の称賛はあっても張旭と宴別したと思われる内容は見られない。この李白詩の解釈は張旭の卒年にも疑問を投げかけている。

#### 【張旭の卒年】

張旭の卒年については大きく分けて大暦七載（748）説と乾元二年（759）説がある。『寶刻類編』3「張旭」に『千文』六百九十五字：存者六百七十三、重複者五、亡者二十二。乾元二年二月八日、京兆」とあるから、乾元二年には生存しており、大暦元年（766）夔州での杜甫の作「殿中楊監見示張旭草書圖」詩に「斯人已云亡、草聖秘難得」、乾元二年（759）零陵（永州）での李白の作「草書歌行」に「張顛老死不足數、我師此義不師古」というから、張旭は乾元二年（759）の卒ということになる。そうならば李白「猛虎行」の内容を張旭との宴別として読むことも可能となり、李陽冰との交流も考えられる。

いっぽう蘇渙「懷素上人草書歌兼送謁徐廣州（浩）」（『文苑英華』338）<sup>(9)</sup>に「張顛没在二十年、謂言草聖無人傳」とあり、『唐五代文学編年史・初盛唐卷』（p828）は徐浩が広

<sup>(9)</sup> 『全唐詩』255は「贈零陵僧」に作る。

州刺史となったのが大暦二年（767）であることによって張旭の卒年をその二十年前、天宝七載（748）とする。そうならば天宝十五載に李陽冰・李白が張旭と宴別することはあり得ない。しかし郭沫若『李白与杜甫』は「張顛没在二十年」を「很（甚）だ詩句に像（似）ず」として「張顛没世已十年」の誤字であると考え、張旭の卒年を乾元二年（759）とする。

さらに、最近では劉崇徳は「猛虎行」にいう「張旭」は草書家の張旭とは別の同姓同名の人物であるとし<sup>(10)</sup>、詹鍔はこれを採用して『寶刻類編』の『千文』六百九十五字は宋・黄山谷の説によって張旭の偽作であるとし、草書家張旭の卒年を蘇渙「張顛没在二十年」によって天宝十載前後とする<sup>(11)</sup>。

いずれの説も確証を欠くが、大暦七載説の方が事実に近いであろう。たとえば寶泉「述書賦」（乾元元年758）は玄宗朝までの書家について論述しているが、その順序は「……房玄齡（579-648）・殷仲容・王知敬・王紹宗・孫過庭・張旭・賀知章（659-744）・徐嶠之（677?-736）・徐浩（嶠之子）（703-782）・李造・韓擇木・田琦・衛包・蔡有鄰・鄭遷・鄭逾（遷の弟）・李權・李樞（權の弟）・李平鈞（權の甥）・王維（701?-761）・王緝（維の弟）・史惟則・李陽冰（724-785）……」であり、ほぼ生卒年に従っている。これによれば張旭は賀知章（659-744）の前に置かれているから、その卒年も賀知章の卒年・天宝三載（744）前後、少なくとも同世代人であろう。仮にそうであるとしても、李白「猛虎行」の「張旭」を草書家張旭と別人と考える必要はない。また、張旭と宴別したのではなく、瞿蛻園・朱金城のいうように「聊藉此發端以自抒懷抱耳」と考えるのが適当であろう。

晚唐・李肇『唐國史補』上に「開元中、張懷瓘撰『書斷』、陽冰・張旭並不及載」という。ただし張懷瓘撰『玉堂禁經』の「頁脚異勢」に「頁：……張長史（旭）名之總編、非書家所爲也」と見える。『玉堂禁經』は『書斷』よりも後年の撰であろう。『書斷』（開元十五年727）に張旭（?-758?）・李陽冰（724-785）の名が見えないのは、「述書賦」（乾元元年758）に顔真卿の名が見えないのと同じであり、執筆当時まで若くて知名度が低かったに過ぎないからではなからうか。顔真卿が張旭を最初に尋ねたのは天宝二載（743）であるというのを信じれば、書家として広く知られるようになったのは開元末・天宝初の頃ではなからうか。『集古録跋尾』6「唐郎官石記」に「右司員外郎陳九言撰、張旭書。旭以草書知名、此字眞楷可愛。『記』云：自開元二十九年（741）已後、郎官姓名列於次。而此本止其序爾」、また『寶刻類編』3「張旭」に「尚書省聽石記：陳九言撰序。開元二十九年、京兆。此記楷書精勁嚴整」。また、張旭が草書を能くしたのは公孫氏の劍舞を見て啓発されてからのことであり、この逸話は『唐國史補』上に張旭の言として見えて有名であるが、早くは杜甫「觀公孫大娘弟子舞劍器行序」（大暦二年767）に「開元三〔五〕載（715）、余尚童稚、記於鷓鴣觀公孫氏舞劍器渾脫……。往者、吳人張旭善草書、書帖數、嘗於鄴縣、見公孫大娘舞西河劍器、自此草書長進」とあり、これに拠った可能性もある。杜甫「飲中八仙歌」に「張旭三杯草聖傳」というのは、杜甫長安時代、天宝三載前後のことである。

(10) 「李白『草書歌行』『猛虎行』新考」（『文学遺産』1992-3）。

(11) 『李白全集校注彙釋集評』（百花文藝出版社1996年、p924）。

玄宗・天宝六載（747）：二十四歳。兄・李灝、進士及第。この頃、李嘉祐と交遊。

徐松『登科記考』によれば、李陽冰の兄・灝（718-760）は天宝六載（747）に進士及第、三十歳。李嘉祐「送従叔（李）陽冰祇召赴都」詩（『全唐詩』206）に「自小從遊慣、多由戲笑偏」。『唐才子傳』3「李嘉祐」に「嘉祐、字從一、趙州人」。李嘉祐（?-780）は天宝七載（748）に進士及第。李陽冰と李嘉祐との交遊はおそくともこの前後に始まっているのではなからうか。

玄宗・天宝□載：科挙を受験。

▼ (01) 撰「對元日懸象判」：

▼ (02) 撰「對稅千畝竹判」：

『文苑英華』551「對」に「李陽冰『元日懸象判』・『稅千畝竹判』」、『全唐文』437に李陽冰「對元日懸象稅千畝竹判」を収める。對に「甲懸政象之法闕下、金吾不許、曰“職在佐天子、以平邦國”、浹日而斂之；又乙家渭濱有竹千畝、京兆府什一稅之、辭云“非九穀”とあるから、吏部試の判であろう<sup>(12)</sup>。これ以前に李陽冰は礼部試を受験しており、恐らくそれは六歳上の兄・灝が進士及第した天宝六載以後のことであろう。また、李陽冰も礼部試では進士科を受験したのではなからうか。いっぽう朱閑田（p526）にいう李白「瀨水上古貞義女碑」に見える李陽冰の署銜によれば、天宝十五載には無位無官であったように思われる。そうならば吏部試の受験はその頃、あるいはその後のことであろうか。ただし当時は北では安史の乱が勃発しており、官吏の多くは江南に逃れていた。また、李灝は乱の勃発した天宝十四年頃に除名・流罪されているから、李陽冰がすでに仕官を果たしていたとしても、累が及んでいたということも考えられる。

玄宗・天宝□載：李斯「嶧山碑」・孔子「吳季札墓誌」等によって篆字を学ぶ。

▼ (03) 臨模「嶧山碑」：〔李斯撰〕

▼ (04) 臨模「吳季札墓誌」：〔孔子撰〕

「述書賦」に「趙郡李君。『嶧山』并鶯、宣父同群」、注に「初師李斯『嶧山碑』、後見仲尼『吳季札墓誌』、便變化開闢」。後に『宣和書譜』2「篆書・李陽冰」に「初見李斯『嶧山碑』與仲尼“延陵季子字”、遂得其法、乃能變化開合、

<sup>(12)</sup> 明・徐師曾『文體明辯』30（19a）「判」に「唐制選士、判居其一、其用彌重矣。故今所傳、如稱某某、有姓名者、則斷獄之詞也；稱甲乙、無姓名者、則選士之詞也」。

自名一家」というのはこれに拠る。「述書賦」は「余至徳（756-758）中往往偶見、祛積年之遙想、……今記前後所親見者、并今朝自武徳以來訖於乾元之始（758）、翰墨之妙、可入品流者、咸備書之」というから、乾元元年（758）あるいはやや後の作であり、したがって李陽冰はそれ以前に李斯「嶧山碑」・「呉季札墓誌」を学んでいることになる。

#### 【孔子「呉季札墓誌」とその模刻】

呉季札は、春秋・呉の寿夢の少子、延陵に封ぜられて季子と号す<sup>(13)</sup>。その墓は唐の常州延陵県に、廟は潤州延陵県にあった<sup>(14)</sup>。『集古録跋尾』7（18）に「唐重模呉季子墓銘：大曆十四年」・「又別本」の二本を録しており、「墓銘」について「右呉季子墓銘。自前世相傳、以爲孔子所書。據張從申記云“舊石埋滅、開元中玄宗命殷仲容模榻其書以傳”。然則開元之前自有眞本。至大曆中、蕭定又刊於石、則轉相傳模、失其眞遠矣。按孔子平生未嘗至呉、……又其字特大、非古簡牘所容」といい、「別本」については「右古篆、文曰“嗚呼！烏乎、有呉延陵季子之墓”、自前世相傳以爲孔子所書。據張從申記云：“舊石埋滅、開元中玄宗命殷仲容榻本、遂傳於世”。然則開元以前已有刻石矣。其後、貞元中、鄭播又爲記：盧國遷建堂樹碑。則今本又非仲容所模者。字亦奇偉、莫知何人所書。按孔子未嘗至呉、……又其字特大、非古簡牘所容」とほぼ同文の記述が見られ、また『集古録目』8（9a）「呉季子墓十字碑：篆書凡十字曰“烏乎、有呉延陵季子之墓”。據張從申記、以爲孔子書碑、已埋埋。玄宗命殷仲容模榻。大曆十四年、潤州刺史蕭定重刻於石」というのは「別本」を指しているように思われるが、「呉季子墓銘」と「呉季子墓十字碑」の二つがあったのではなく、ともに「呉季子墓」の残碑である十字の銘文「烏乎、有呉延陵季子之墓」のことである<sup>(15)</sup>。また、『金石録』8（11a）に「唐重修延陵季子廟記：蕭定撰、張從申正書、大曆十四年」・「唐重模延陵季子墓刻」という。つまり、開元中に玄宗が殷仲容に臨模させ、後に大曆十四年に至って蕭定がそれを重刻させ、同時に季子廟を重修して「廟記」を撰し、張從申に楷書させて廟に立石した。今、蕭定撰（張從申書）「改修呉延陵季子廟記」（『全唐文』434）、張從申撰「重刊季札墓碑記」（中国・国家図書館蔵拓本）<sup>(16)</sup>が伝わる。「呉季子墓銘」を孔子の篆書とするのは張説によ

(13) 『史記』31「呉太伯世家」。また『春秋公羊傳』に見える。

(14) 『通典』182「丹陽郡・潤州」に「延陵：……有季札廟。古之延陵、今晉陵縣是。又非隋之延陵、今丹徒縣即其地也」、「晉陵郡・常州」に「晉陵：本名延陵。……季札所居也。北浦在東、北入於海、季札墓在今縣北七十里、申浦之西」。

(15) 藤原楚水『訳注語石』（上p400）「季子墓碑（十字碑）」、『北京圖書館藏中国歴代石刻拓本彙編（唐）』（第27冊p192）「季札墓碑」に重刻の拓本影印を収める。

(16) 『唐文拾遺』は『汗簡』7によって「重刊季札墓碑記」と題して収めるが、『全唐文新編』440（p5142）が国会図書館蔵の拓本によって「恒嶽碑陰題記」と題して収めるのがよい。両者は文字に異同があり、後者が『集古録』に引く所と合致する。ただし題名は『集古録』にいうように「重模呉季子墓銘」の「記」であり、「重刊季札墓碑記」がよい。

って知られるようになり、それによって玄宗が模拓させたものと思われる。『困學紀聞』8「小學」に「張燕公〔謝〔賜〕碑額表』（『全唐文』223）云「〔昔〕孔篆吳札之墳、秦存展季〔里子〕之壟」。言孔子篆者、始見於此」という。『舊唐書』97「張說傳」に「嘗自製其父『贈丹州刺史騰碑文』、玄宗聞之而御書其碑額賜之、曰“嗚呼、積善之墓”」とあり、また『大唐新語』11に「張說既致仕（開元十五年）……於先塋建立碑表、玄宗以御書碑額以寵之、其文曰“嗚呼、積善之墓”、與宣父『延陵季子墓誌』同禮也」とあるによって開元十五年（727）のことと思われる<sup>(17)</sup>。李陽冰の見たものは大曆十四年（779）重刻本ではなく、玄宗が模拓させたもの、あるいはその残碑。張從申は呉の人、行書を善くした。後に李陽冰との合作が多い。「嶧山碑」については大曆五年（770）の条で詳述。

玄宗・天寶十五載（756）、七月に肅宗・至徳元載：三十三歳。春、李白と交遊。

● (05) 楷書「灤水上古貞義女碑」〔前翰林内供奉學士李白撰〕：

朱関田（p526）に「1975年に宜興より出土。正書。天寶十五載春季立。其の後に題して“前翰林内供奉學士隴西李白撰、李陽冰書”と曰う。これによれば当時、李陽冰は無位無官であったように思われる。『太平寰宇記』90「溧水縣」に「溧水：……今水際有碑、即李白文、其銘曰……」、宋・周必大『泛舟遊山録』2に「去（溧陽）縣（西北）四十里有貞義女廟、女姓史、黃山人。李白作記、題云『灤水上古貞義女碑銘并序』、前翰林院内供奉學士隴西李白述」、『全唐文』350に李白「溧陽灤水貞義女碑銘」。溧陽縣は宣州の東北部、潤州江寧縣の南、茅山の南麓。李白に他に「贈溧陽宋少府陟」詩があり、「貞義女碑」に「縣尉廣平宋陟」と見える<sup>(18)</sup>。

李白は杭州・越州から江州廬山に遊び、十二月に江陵府都督・永王璘の幕下に入る。李白「獻從叔當塗宰陽冰」詩に回顧して「小子別金陵、來時白下亭」、李白「留別金陵諸公」詩に「五月金陵西、祖余白下亭」。金陵・白下は潤州江寧縣の旧名。『資治通鑑』によれば、十二月、永王軍は丹楊郡當塗縣に上陸、広陵

<sup>(17)</sup> 張說「唐贈丹州刺史先府君碑」（『全唐文』228）は睿宗・景雲二年（711）の作であるが、陳祖言『張說年譜』（香港中文大學出版社1984年、p79）は『大唐新語』11の「張說既致仕」によって玄宗・開元十五年（727）とする。張從申「重刊季札墓碑記」に「開元中玄宗大聖皇帝」というのにも合うから、玄宗の時と考えてよからう。なお、陳氏は「與宣父・延陵季子墓志同禮也」と読むが「與宣父『延陵季子墓志』同禮也」がよい。

<sup>(18)</sup> 吉川幸次郎『杜甫詩注』2（筑摩書房1977年）「飲中八仙歌」に張旭の事跡について「かつて江蘇の溧陽縣の尉」（p320）といい、何によるのか明記されていないが、李白「猛虎行」の「楚人每道張旭奇、心藏風雲世莫知。……（宣州）溧陽酒樓三月春、楊花茫茫愁殺人」であるならば、それは誤りである。当時、県尉は宋陟。また、先に「張旭の卒年」で考察したように、当時、張旭は溧陽にはいなかったと思われる。

郡(揚州)に向かって李成式軍と交戦、翌二載二月に永王は鄱陽郡(饒州)に敗走し、殺害される。

この頃、韓愈の叔父・韓少卿は宣城郡(宣州)當塗県丞であった。李白「武昌宰韓君(仲卿)去思碑」(『全唐文』350)(至徳二載秋)に「少卿、當塗縣丞、感慨重諾、死節於義」。韓仲卿は韓愈の父。韓愈一族の別業は、韓愈「示(韓)爽」詩に「宣城去京國、里數逾三千。……昔日同戲兒、看汝立路邊」等というのによって、宣州にあったとするのが宋人の注以来の説であるが、これは韓少卿が宣州當塗県丞であったことと無関係ではなからう。韓少卿は韓愈の叔父、同じく叔父に当たる韓雲卿は大暦年間に李陽冰との合作が多い。詳しくは後の「韓雲卿・韓擇木・李陽冰の交流」で考察。

#### 蕭穎士に推奨され、潤州江寧県尉となる。

計有功『唐詩紀事』27「李幼卿」に「蕭穎士樂聞人善、以推引後進爲己任、如李陽冰・李幼卿・皇甫冉・陸渭輩、由奨目皆爲名士」。至徳元載七月に蕭穎士(709-760)は淮南節度使李成式の幕下に入り、揚州功曹參軍・掌書記となっている<sup>(19)</sup>。皇甫冉(718?-771?)は潤州丹陽の人、天宝末に李祐嘉とともに越州にあり、至徳二載に無錫県尉となる<sup>(20)</sup>。李幼卿(727?-776?)とは大暦六年(771)頃に交遊している。

寶泉「述書賦注」に「李陽冰……家世住雲陽、承白門作尉」。白門の県尉となるのは乾元二年(759)前後に縉雲県令となる以前、また「述書賦」は「今記前後所親見者、并今朝自武徳以來迄於乾元之始、翰墨之妙可入品流者、咸亦書之」であるから、「承白門作尉」も乾元元年(758)あるいはそれ以前のことである。さらに、前年の天宝十五載(756)春には無位無官であり、至徳元載十一月に「詔宰相崔渙巡撫江南、補授官吏」<sup>(21)</sup>。蕭穎士が崔渙に推挙し、白門の県尉になったと思われる。白門は潤州(江寧郡・昇州)江寧県(金陵県)の古雅の称<sup>(22)</sup>。江寧県は望県、その県尉は従九品上<sup>(23)</sup>。

この頃、兄・李澣は廬溪郡(辰州)に流罪され、至徳元載に晋陵郡(常州)江陰県令として再び起家している。穆員「刑部郎中李府君(澣)墓誌銘」に「玄宗季年、逆帥兆亂(安史の乱)。亂成於寵、上莫得聞。府君(李澣)奉使朔陲、

<sup>(19)</sup> 李華「蕭穎士集序」。潘呂棋昌『蕭穎士研究』(文史哲出版社1983年)。

<sup>(20)</sup> 李祐嘉「同皇甫冉赴官留別靈一上人」詩・「同皇甫冉登重玄閣」詩。重玄閣は詩に「遼長洲」「秦吳別」とあるから、蘇州長洲県に在った。当時、靈一も越州にいた。

<sup>(21)</sup> 『舊唐書』10「肅宗紀」。また、『冊府元龜』638「銓選部・謬濫」(9b)にも見える。

復而露奏。其後、以直道不可得而親疎、爲誅其不附己者所中、配流盧溪郡。至德（元）歲起家宰江陰。……明年（至德二載十月）、克復二京」。李澥を流罪にしたのは恐らく楊国忠であろう。当時最も権力があって安祿山と敵対して自分に附さない者を誅殺・流罪していたのは楊国忠であった。李澥は誅殺を免れて「配流」され、後に「起家」しているから、いわゆる“除名配流”の処分を受けたのである。起家したのは至徳元載中であり、その六月に楊国忠は殺害されている。崔渙が江淮選補使となったのは十一月であり、李澥は江陰県令として起家しているから、崔渙によるものであろう。いっぽう李陽冰は至徳元載（756）春に無位無冠であるが、至徳二載前後には江寧県尉となっている。つまり、李澥と李陽冰の兄弟は時を同じくして同じ江南で起家しているわけである。この頃の李陽冰の出処進退は兄の除名・配流という厳しい処分と関係があるように思われる。連坐して除名されていたのではなかろうか。そうならば李白の「瀨水上古貞義女碑」に署銜が見えないことも説明がつく。またそうならば、李陽冰はこれ以前にすでに何らかの官職についていたはずであり、李陽冰「對元日懸象・稅千畝竹判」の存在は吏部試を経て仕官を果たしていたことを告げている。

**肅宗・至徳二載（757）：三十四歳。江寧郡江寧県尉。**

正月、潤州は江寧郡に改名。二月、永王璘は殺害され、李白は江州潯陽県に

<sup>(22)</sup> 李白「金陵酒肆留別」詩に「白門柳花滿店香、吳姬壓酒喚客嘗」、「金陵送張十一再遊東吳」詩に「春光白門柳、霞色赤城天」。『舊唐書』10「肅宗紀」至徳二載正月に「辛酉、於江寧縣置金陵〔江寧〕郡、仍置軍、分人以鎮之」というが、しかし『舊唐書』40「地理志」の「潤州」に「上元（縣）：……（武徳）九年、揚州移治江都、改金陵爲白下縣。爲延陵・句容・白下三縣屬潤州、丹陽・溧陽・溧水三縣屬宣州。移白下治（於）故白下城。貞觀七年、復移今所。九年改爲江寧縣。至徳二年〔載〕二〔正〕月、置江寧郡。乾元元年、於江寧置昇州、割潤州之句容・江寧（及）宣州之當塗・溧水四縣。置浙西節度使。上元二年、復爲上元縣、還潤州。當塗等三縣、各依舊屬」といい、また『唐會要』71「州縣改置下」に「上元縣、武徳七年置蔣州金陵縣、八年又廢蔣州、九年移于白下縣、屬潤州。貞觀七〔九〕年、改爲江寧縣。至徳二載正月十六日、置江寧郡。乾元元年、改爲昇州。寶應元年四月十五日（代宗即位）、廢州。上元二年二月六日、改爲上元縣」『唐會要』71「州縣改置下」の「潤州」に「乾元元年、改爲昇州。寶應元年（762）四月十五日（代宗即位）、廢州」といって一致しない。恐らく次のように改名されたであろう。金陵県（揚州）－武徳九年（626）、白下県（潤州）－貞觀九年（635）、江寧県（潤州）－至徳二載（757）、江寧県（江寧郡）－乾元元年（758）、江寧県（昇州）－上元二年（761）、上元県（潤州）－寶應元年（762）、昇州廢止。

<sup>(23)</sup> 『唐會要』70「州縣分望道」に「新升望縣：潤州曲阿・江寧等縣、開元四年二月二十六日升」、「量戸口定州縣等第例」に「開元十八年三月七日、以六千戸已上爲上縣、……其赤・畿・望・緊等縣、不限戸數、並爲上縣」。

投獄、後に夜郎に長流される。

李陽冰は乾元二年七月にはすでに縉雲県令に遷っており、また姻戚関係にあった竇焜の「述書賦注」（乾元元年758）に「李陽冰……承白門（江寧県）作尉」というから、江寧県尉から縉雲県令に遷ったのは乾元元年末か二年初であろう。なお、顔真卿は乾元二年六月から三年二月まで昇州（江寧郡）刺史・浙江西道節度使・兼江寧軍使。

肅宗・乾元二年（759）：三十六歳。括州縉雲県令。

● (06) 撰并篆書「縉雲縣城隍神記」<sup>(24)</sup>：

『集古録跋尾』7 (2b)「城隍神記：乾元二年」、『集古録目』7 (9b)「城隍廟記」、『墨池編』6 (29a)「碑刻」に「唐城隍廟記：乾元二年……在處州」、『金石略』下 (28a)「李陽冰篆書」に「城隍廟記：處州」、『金石録』7 (13a)「城隍神祠記」、『全唐文』437に李陽冰「縉雲縣城隍神記」、『栝蒼金石志』2 (7a)「縉雲縣城隍廟碑」。文中に「乾元二年秋七月不雨、八月既望、縉雲縣令李陽冰躬禱于神、與神約曰：五日不雨、將焚其廟。及期、大雨」。

朱閑田「書迹考略」はこれに限らず「著録首見」として多く「朱長文『墨池篇』」を挙げるが、朱長文 (1039-1098) は歐陽脩 (1007-1072) よりも後の人であり、また『墨池編』5<sup>(25)</sup>に「宋歐陽脩『集古録目序』并『跋』」を転載しており、その末尾に「朱長文曰：永叔於慶曆・嘉祐間爲天下儒宗、……。『集古跋』固多、不能全録、取其議論及書者録之」というから、『墨池編』は『集古録跋尾』<sup>(26)</sup>や『集古録目』(熙寧二年1069) よりも後の成立である。

▼ (07) 撰并篆書「忘歸臺銘」：

『集古録目』7 (10a)、『墨池編』6 (22a)、『集古録跋尾』7 (3a)、『金石略』下 (28a)「李陽冰篆書」に「(在) 處州」、『金石録』7 (13a)、『大明一統志』44「處州府」に「忘歸臺：在吏隱山上。唐縣令李陽冰公暇遊憩之所、有陽水篆書『忘歸臺銘』」(10a)、『全唐文』437。『集古録跋尾』に「乾元二年」、ただし『集

<sup>(24)</sup> 藤原楚水『訳注語石（石刻書道考古大系）』（省心書房1978年、上p420-1））、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編（唐）』（中州古籍出版社1989年、第27冊p17）に拓本影印を収めるが、原石は早くに失われており、北宋・宣和五年（1123）の重刻による拓本である。

<sup>(25)</sup> 今、津逮秘書所収本に拠る。

<sup>(26)</sup> 大野修作「歐陽脩『集古録跋尾』の成立とその書論」（『書論と中国文学』研文出版2001年）に「歐陽脩の生前には『跋尾』は単行の本としては纏められていなかった」（p92）という。なお、行素艸堂本『集古録跋尾』は集本・真蹟によって編輯しているが、若干遺漏があるようであり、『墨池編』によって一部補佚することができる。

古録目』には「無刻石年月」。『集古録跋尾』に「右……『銘』及『孔子廟』・『城隍神記』三碑、並在（處州）縉雲」、『輿地碑記目』1（19a）に「在縉雲之吏隱山」。『元和郡縣圖志』26「處州」に「天寶元年（742）爲縉雲郡、乾元元年（758）復爲括州、大曆十四年（779）以與德宗廟諱同音改處州」。

▼（08）撰并篆書「吏隱山記」：

『集古録目』・『復齋碑録』（『寶刻叢編』13に引く）に録す。

【李陽冰「吏隱山記」と“吏隱”】

『集古録目』7（2b）「吏隱山記」に「唐李陽冰殘碑、凡數百字、雖首尾不完、文字缺減、而歷歷可讀、其間多述山水景物、其最後曰“名之曰吏隱山”、又曰“時唐百二十九載”。以歲次推之、則天寶五載也」という。『全唐文』等には未取であるが、これによって「名之曰吏隱山」「時唐百二十九載」の残句を拾遺することができる。また、「其間多述山水景物」とあるから、山水游記文学の類でもあるといえよう。ただし「時唐百二十九載」には誤りがある。

これに拠れば確かに「天寶五載」（746）に当たる。そうならば李陽冰は二十三歳、最も早い作品ということになるが、『復齋碑録』に「吏隱山記：唐李陽冰篆、在縉雲」というから、縉雲県での作であり、明らかに誤りである。そこで朱関田（p498、p511）は李陽冰が宝應二年（763）に当塗県令を辞めて大曆二年（767）に吏隱山に隱棲したとする。それは「百二十九」の「二」を「四」の誤りとし、大曆二年の作とすることによる。早くは『方輿勝覽』9「吏隱山」にも「有唐李陽冰爲縉雲令、秩滿、寓居于此」という。しかし碑文は「文字缺減」であったというから、誤字の可能性は高いし、また隱退したのならば「吏隱」とは言わない。そもそも「吏隱」とは、身は官界に置きながら心は隱士の如き境地にあることをいう。「其間多述山水景物」であったというのがその証拠である。地方官吏として官界・人間を遠くはなれた自然界の奥地ともいべき処州縉雲県に在って自然を楽しんで生活しているから「吏隱」というのである。しかし一般的にいて二十三歳前後で官吏になるのは稀であり、また先に見てきた李陽冰の事跡とも合わない。李陽冰が縉雲県令であった時の作である。

「縉雲縣城隍神記」によって乾元二年（759）前後に縉雲県令であったのは明らかである。また、一に「乾元二年」の作であるとする「忘歸臺銘」に「曲成吏隱、可以忘歸」とある。したがって「吏隱山記」もこの頃の作であると考えられる。そうならば「時唐百二十九載」の「二」は「四」ではなく「三」あるいは他の字の誤りではなからうか。「三」の誤字であるならば、至徳元載（756）である。一応この年に繫年しておくが、いずれにしても「吏隱」は官吏を辞めて隱棲しているのではないから、南方の山奥の地、縉雲の県令であった時期の作であることに疑いはない。

▼（09）楷書榜題「吏隱山」三字：

『墨華通考』3「處州府」に「李陽冰吏隱山三字：楷書」、『大明一統志』44「處

州府)に「吏隱山：在縉雲縣治東北、一名“窪尊山”、唐縣令李陽冰退去於此、有臺曰“忘歸”。多題詠篆刻、爲世所寶。石壁有“吏隱山”三楷書」。李陽冰撰并篆書「吏隱山記」と関係があるが、楷書であるならば李陽冰の作ではない可能性が高い。「吏隱山記」に拠った、後人の書ではなかろうか。

▼ (10) 篆書「阮客舊居」詩：

『集古録跋尾』7 (9a) に「李陽冰“阮客舊居”詩：歲月闕。……阮客者不見其名氏、蓋縉雲之隱者也」、『集古録目』7 (10a) に「阮客舊居詩：縉雲令李陽冰撰并篆書。阮客、隱者也。無刻石年月。在縉雲」、『墨池編』6 (35b) に「唐題阮客舊居詩：李陽冰撰。縉雲隱士阮客者、書名不傳」、『輿地碑記目』1 (19a) に「在縉雲縣東九十里有石室、鐫李陽冰詩」、『金石略』下 (28a) 「李陽冰篆書」に「阮客舊居〔詩〕：未詳」、『唐詩紀事』26・『全唐詩』262に李陽冰「阮客舊居」詩(五言絶句)を収める。しかし『金石録』10 (11a) に「唐題『阮客舊居』詩：篆書、無姓名」、同書30 (8b) 「唐『阮客舊居』詩」に「小篆書。『集古録』以爲陽冰作。今驗其姓名、乃縉雲令李蕃、非陽冰也。其字畫亦不工。蓋陽冰肅宗上元中嘗令縉雲、其篆字石刻尚多有存者、故歐陽公亦誤以此詩爲陽冰作爾」として李陽冰の作とする歐陽修以来の説を否定。後に『栝蒼金石志補遺』1 (8b) は「李蕃『阮客舊居』詩刻：建中」に「安平李少(下闕)。題阮客舊居：縉雲令李蕃。……」として録文し、『縉雲縣志』を引いて「李蕃、『栝蒼彙紀』・『舊縣志』稱“唐・建中間任、有政聲、嘗表陶孝婦之墓”。……詩前有題名一行、正書、惟見“安平李少”四字、餘漫漶不可辨、以字體審之、當亦唐人所刻」といい、また『藝風堂金石文字目』6 (3a) にも『『阮客舊居』詩：李蕃撰、篆書。『集古録目』云“李陽冰篆”。在浙江縉雲北〔東〕九十里南宮山阮客洞」という。童養年『全唐詩續補遺』3<sup>(27)</sup>でも「李蕃」の作に改めている。詩は李蕃の作であるにしても、石刻は「篆書」であり、縉雲県にあるから、李陽冰の書である可能性が高いが、建中(780-784)間の作であるならば李陽冰の書ではあり得ない。

▼ (11) 篆書「阮客洞」三字：

『墨華通考』3「處州府」に「李陽冰阮客洞題額：鐫石峰上」、『天下金石志』「處州府」に「唐苑〔阮〕客洞三字：李陽冰題。峰上又有篆書“倪翁洞”字」、『大明一統志』44「處州府」に「阮客洞：在縉雲縣東。昔邑人阮客隱此。唐李

<sup>(27)</sup> 『全唐詩補編(上)』(中華書局1992年)所収(p367)。

陽氷題洞額鐫。石峯山又有阮郎亭」（6b）。

▼（12）篆書「倪翁洞」三字：

『輿地碑記目』1（19a）に「在縉雲縣東平〔九十〕里之倪翁洞」、『天下金石志』「處州府」に「唐苑〔阮〕客洞三字：……峰上又有篆書“倪翁洞”字」、『大明一統志』44「處州府」（6b）に「阮客洞：……石峯山又有阮郎亭。東半里、有“倪翁洞”三字、亦陽氷所篆」。『兩浙金石志』2（15b）・『栝蒼金石志』2（14a）に「篆書三字、……陽氷是篆」。『輿地碑記目』1（19a）に「在縉雲縣東九十里有石室、鐫李陽氷詩」というから、『輿地碑記目』の「平」は「九十」の誤字であろう。

肅宗・上元元年（760）：三十七歳。括州縉雲県令。文宣王廟を重修、佑聖観を建造。

▼（13）撰并篆書「重修文宣王廟記」：

『集古録跋尾』7（3a）に「縉雲縣孔子廟記：上元二年」、『集古録目』7（10a）に「重修文宣王廟記」「上元二年七月立、在縉雲」、『墨池編』6（29b）に「縉雲縣令修文宣王廟記：上元二年」、『金石略』下（28a）「李陽氷篆書」に「修文宣王廟記：處州」。ただし『金石録』7（13b）・『輿地碑記目』1（19a）「修孔子廟記」は「上元元年」に作り、『縉雲縣志』（『栝蒼金石志補遺』1に引く）の録文に「有唐新上元（元年）七月甲辰（16日）」という。朱閔田（p495、p510）は「上元二年」を採り、上元二年七月二十二日の作とするが、「新上元」は肅宗の上元改元をいうものであろう。

『全唐文』等には未収であるが、『輿地碑記目』（また『輿地紀勝補闕』）1（12a）に「記云」という引用によって「上元元年縉雲令李陽氷修文宣王廟、換夫子之容貌、増侍立之九〔十〕人、其餘六十二〔七？〕子、圖于屋壁」を拾遺できる。また、『栝蒼金石志補遺』1（4b）「李陽氷修文宣王廟記殘字」の「釋文」は「有唐」以下の闕字を「新上元七月甲辰縉雲令李陽氷修文宣王廟、換夫子之容貌、増侍立之九人、其餘六十二子、圖畫屋壁」に作る。やや異なるが、いずれにも誤字脱字がある。

【唐代処州の孔子廟とその弟子立像】

韓愈に「處州孔子（一作「文宣王」）廟碑」（大和三年829）がある<sup>(28)</sup>。韓愈・李陽氷の碑記はともに処州の孔子廟であるが、韓愈のものは州の孔子廟（州学）、李陽氷のものは県の孔子廟（県学）のそれである。

(28) 『金石録』9（15b）に「韓愈撰、任迪行書、大和三年十二月」。

韓愈の廟碑に「獨處州刺史鄭侯李繁至官、能以爲先（先聖）。既新作孔子廟、又令工改爲顔子至子夏十人像、其餘六十〔二〕子及後大儒公羊高・左丘明……揚雄・鄭玄等數十人、皆圖之壁」という。祝本・魏本等は「六十」を「六十二」に作るが、方崧卿は石本・『文苑』に拠って「六十」に作り、朱熹は「十」下或有「二」字」という。李陽冰の廟記でも「六十二子」に作ってあったらしい。しかし孔子の弟子の数は唐代では十哲・六十七子、計七十七人とされていたようである。

『唐会要』35「褒崇先聖」に載せる開元二十七年（739）の詔制に「夫子・十哲之外、曾參（等）六十七人同升孔門」といい、十哲・六十七子の名を全て注記している。これによって唐代の公認の弟子数が明らかであり、李・韓の廟記にいう所もこれと同じであったはずである。ただし唐代の記録には不一致が見られる。『唐六典』21「國子監」に「凡春秋二分之月、上丁釋奠于先聖孔宣父、以先師顔回配、七十二弟子及先儒二十二賢從祀焉」、注（開元二十七年李林甫等奉勅）に「開元八年、勅列曾參於十哲之次、并七十二子並許從祀。其名歷已具於祠部」、同書4「祠部」に「仲春上丁釋奠于孔宣父、以顔回配、其七十二弟子及先儒並從配」というが、注には「謂子淵・……・公西蒧等」として計七十七人を挙げている。同様に、『史記』67「仲尼弟子列傳」に「孔子曰“受業身通者七十有七人”、皆異能之士也」とあるが、唐・司馬貞「索隱」に「『孔子家言』亦有七十七人、唯文翁『孔廟圖』作七十二人」という。また、『漢書』88「儒林傳」に「仲尼既没、七十子之徒散遊諸侯」とあり、唐・顔師古注に「“七十子”謂弟子者七十七人也。稱“七十”者、但言其成數也」というが、同書30「藝文志」にいう「昔仲尼没而微言絶、七十子喪而大義乖」の顔師古注には「“七十子”謂弟子達者七十二人。舉其成數、故言“七十”」という。したがって弟子七十二人説があったわけであり、朱熹らが「六十二子」とするのはこれに従ったものである。つまり六十二子と十哲で七十二人となる。しかしすでに開元二十七年の追贈では全て名を明記して挙げて十哲・六十七子を規定しているから、後の李陽冰や韓愈の廟記でも「六十七」であるべきであり、李記にいう「六十二」の「二」は「七」の誤り、韓碑にいう「六十」の「十」の下には「七」を脱していると思われる。

また、李記の「増侍立之九人」は十哲をいうものであるが、「九」は「十」の誤字であろう。『輿地碑記目』に「『記』云“増侍立之九人”、蓋獨顔回坐而餘九人爲立像矣」という。つまり、十哲のうち九哲が立像であり、亜聖とされる顔回が坐像であったと解釈する。しかし、そうだとすると顔回の像の存在に言及していないのは不自然である。開元八年の詔に「顔回等十哲宜爲坐像」、開元二十七年の詔に「夫子南面坐、十哲等東西行列侍」というように、顔回は十哲の筆頭ではあるが、顔回のみ坐像であったのではなかろう。

さらに、李記・韓碑の名について、ともに「孔子廟」に作るものがあるが、開元二十七年（739）に文宣王に追諡されており、『輿地碑記目』の李記の引用にも「修文宣王廟」というから、「文宣王廟」が正しいであろう。

▼ (14) 篆額「佑聖觀」：

『大明一統志』44「處州府」(10b)に「佑聖觀：在縉雲縣治後。唐李陽冰建」。もし李陽冰の建であるならば、県令の時のことであり、篆額を書いたであろうし、また「記」を撰した可能性もある。

▼ (15) 撰并篆書「注尊銘」：

『墨池編』6 (22b)に「唐李氏苴尊銘：李陽冰篆」、『金石略』下 (28a)「李陽冰篆書」に「李氏苴尊銘：處州」、また『金石録』10 (11a)に「唐李氏苴尊銘：篆書、無姓名」、『寶刻叢編』13 (29b)に「唐李氏苴尊銘：唐李陽冰撰并篆。無刻石年月。在縉雲」、『輿地碑記目』1 (19a)に「李氏苴尊銘：在縉雲之吏隱山」。『栝蒼金石志補遺』1 (6b)「李陽冰苴尊銘」に十数字を録文。多くが「李氏」を冠しているのは元結撰・瞿令問篆書「注尊〔窰樽〕銘」(『全唐文』382)と区別するため。『大明一統志』44「處州府」に「吏隱山：在縉雲縣治東北、一名“苴尊山”、唐縣令李陽冰退去於此、有臺曰“忘歸”。『栝蒼金石志補遺』は考証して「『志』載：陽冰縉雲、秩滿退居、是山因名吏隱。……是銘之刻當在寶應・廣徳間也」とし、朱関田 (p512)はこの説を採るが、「吏隱」を「秩滿退居」と理解しものであり、縉雲県吏隱山に在ったというから、縉雲県令時代の作である。なお「秩滿退居」の説は現存する記録では早く『方輿勝覽』9「吏隱山」に見える。

● (16) 篆額「黄帝祠宇」四字<sup>(29)</sup>：

『墨池編』6 (40b)に「唐黄帝祠宇：李陽冰篆、在處州」、『輿地碑記目』1 (18b)「處州」に「黄帝祠宇篆額：唐李陽冰篆、在仙都山」、『金石略』8 (2a)「李陽冰篆書」・『墨華通考』3に「黄帝祠宇記：處州」、『金石萃編』98 (15a)「李陽冰書黄帝祠額」に「在仙都山」、『兩浙金石志』2 (16a)に「“黄帝祠宇”四字、徑二尺；上有款“李陽冰”三字、徑三寸六分、皆篆書；“丹陽葛蒙勒石”六字、正書」。『元和郡縣圖志』26「縉雲縣」に「縉雲山；一名仙都、一曰縉雲、黄帝鍊丹於此」、『大明一統志』44「處州府」に「仙都山：縉雲縣東二十三里、一名“縉雲山”、又名“丹峯山”、唐天寶七年〔載〕(748)因靈異改今名」(4a)、「玉虚宮：在縉雲縣東二十三里。唐天寶中有彩雲起於李溪源、雲中仙樂響亮、因勅封“仙都山”建宮、以“黄帝祠宇”爲額、李陽冰篆。宋治平初、賜爲今名」(10b)。建宮は天寶中、おそらく七載であるから、もし“黄帝祠宇”の篆額が同時の作であるならば、李陽冰の書ではない。仙都山には他に黄帝祠堂があった。『復

<sup>(29)</sup> 『北京圖書館藏中国歴代石刻拓本彙編(唐)』(中州古籍出版社1989年、第35冊p10)に「黄帝祠宇榜書」の拓本影印を取める。

齋碑録』（『寶刻叢編』13（31b）「處州」に引く）に「唐仙都山黃帝祠堂碑：唐袁鵬撰、雲遊子正書・篆額、咸通八年（867）立」、『寶刻類編』8（23a）「姓名殘缺」の「雲遊子」の条に「仙都山黃帝祠堂碑：袁鵬撰、（雲遊子）正書并篆額、咸通八年立、（在）處」。李陽冰の篆書は黃帝祠堂に刻されてはいたが、袁鵬「黃帝祠堂碑」の篆額ではない。

▼（17）篆額「玉虛宮」：

『天下金石志』「處州府」に「唐玉虛宮額：李陽冰篆」。朱閔田（p524）はこれによって「玉虛宮額」を「李陽冰書」とするが、『大明一統志』44「處州府」（10b）に「玉虛宮：在縉雲縣東二十三里。唐天寶中……勅封“仙都山”建宮、以“黃帝祠宇”爲額、李陽冰篆。宋治平初、賜爲今名」というように、“玉虛宮”の名は北宋・治平年間の初（1064）に賜ったものであり、それ以前は“黃帝祠堂”であったと思われる。したがって「玉虛宮」の篆額は「黃帝祠宇」というものを指すであろう。

▼（18）篆書「初暘谷」三字：

『輿地碑記目』1（19b）「李陽冰篆初暘谷三字：在縉雲之仙都山」、『墨華通考』3「處州府」に「李陽冰初暘山三字：在縉雲」、『天下金石志』「處州府」に「唐初暘谷三字：李陽冰篆、在仙都山」。「谷」を「山」に作るものがあるが、『大明一統志』44「處州府」に「初暘山：在仙都山之西。初入頗隘、少進。有石屋洞、虛敞可居、以東向見日故名。有唐李陽冰篆“初暘山”三字」というから、山谷のことであろう。また、『栝蒼金石志補遺』1の「高元和尚初暘谷題名」に「在縉雲縣初暘谷。高元和六人無放、……建中改元（780）、是唐德宗元年。……猶有唐刻見遺」、『復齋碑録』（『寶刻叢編』13「處州」（31a）に引く）に「唐仙都山銘：唐李敬仲撰、王光行書・篆額、貞元三年（787）冬十月甲申樹。唐仙都山銘：唐張鶯撰、正書、無姓名、篆額、貞元三年冬十月十日題」。他に韋翹撰「仙都山銘」（『全唐文』458）がある。韋翹は韋詞（773-830）の父<sup>(30)</sup>、開元・大曆の間の人で李陽冰と同時代人。

▼（19）撰「惡溪銘」：

『文苑英華』787・『全唐文』437に李陽冰「惡溪銘」。『元和郡縣圖志』26「處州」に「麗水縣：……麗水、本名惡溪、以其湍流阻險、九十里間五十六瀨、名爲大惡、隋・開皇中改爲麗水」、『太平寰宇記』99「麗水縣」に「惡溪：出縣東

(30) 『舊唐書』160「韋辭傳」。

北大甕山、西南二百一十里、至括州城下。謝靈運『答從弟書』云“出惡溪至大溪水、清如鏡”、『方輿勝覽』7 (10a) に「好溪：麗水縣東五里、舊名惡溪、内多水怪。唐段成式爲刺史、有善政、水族自去、改名好溪。石門洞と惡溪は李白の有名な詩「送王屋山人魏萬還王屋」に「縉雲川谷難、石門最可觀。……却尋惡溪去、寧懼惡溪惡」と詠まれており、早くは謝靈運の「登石門最高頂」・「石門新營所住四面高山廻溪石瀨茂林脩竹」・「石門岩上宿」等詩・「遊名山記」・「與弟書」<sup>(31)</sup>・「答從弟惠連書」<sup>(32)</sup>に見える。

#### ▼ (20) 撰 (?) 篆書「石門洞記」：

『諸道石刻録』（『寶刻叢編』13 (30b) に引く）に「唐李陽冰篆、在青田」。『方輿勝覽』7 (10a) に「石門洞：在青田縣〔西〕七十五里。青田は處州の県、縉雲県の東南。また、同じく『諸道石刻録』（『寶刻叢編』に引く）に「唐石門山記：唐刺史李季貞纂篆書。建中四年十一月立」という。これと関係がありはしないか。

#### ▼ (21) 篆書「天清墜寧」四字：

『墨華通考』3「金華府」に「李陽冰天清地寧二石刻：在光孝觀」、『兩浙金石志』2 (17a) に「舊在金華縣光孝道觀、今移置縣學一覽亭。……此碑經後人覆刻」。金華県は處州縉雲県の北に隣接する婺州の治。『元和郡縣圖志』27「處州」に「縉雲縣：萬歲登封元年分麗水縣東北界・婺州永康縣南界置」。『八瓊室金石補正』64 (30b) に「四字（天清墜寧）……篆書；署款四字（李陽冰書）行書」、「碑爲後人所鐫、不見年月。『兩浙金石志』附於乾元二年『縉雲城隍廟碑』後、今附大曆末」。後人の模刻であるが、落款の「李陽冰書」四字は行書であるというから、李陽冰の作であるか、疑わしい。あるいは「李陽冰書」は模刻の時に後人が加えたのであろう。『墨華通考』・朱関田 (p524) は「墜」を「地」に作る。

#### ▼ (22) 篆書「北山」二字：

『兩浙金石志』2 (17a) に「金華傳有“北山”・“赤松山”大字、今皆不存」、

(31) 『太平御覽』171「處州」に「謝靈運『與弟書』曰“聞惡道溪中九十九里、有五十九灘”。『永嘉記』曰“王右軍遊惡溪道、歎其奇絶、遂書‘突星瀨’於石”。

(32) 『太平寰宇記』99「處州・麗水縣」に「突星瀨：……『永嘉記』云“昔王右軍遊惡溪道、嘆其奇絶、遂書‘突星瀨’於石”、今猶有墨跡焉。惡溪：……謝靈運『與從弟惠連書』云“出惡溪至大江、水清如鏡。『輿地志』云“惡溪道間九十里、而有五十九瀨、兩岸連雲、高巖壁立”。「與從弟惠連書」は『太平御覽』171に引く「與弟書」あるいは『太平御覽』942に引く「答弟書」の一部ではなかろうか。なお、嚴可均校輯『全上古三代秦漢三國六朝文』32「謝靈運」には「與從弟惠連書」を遺漏する。

『八瓊室金石補正』64 (30b) は『兩浙金石志』を引いて「金華傳有少温（李陽冰の字）篆書“北山”及“赤松山”大字、今皆不存。此碑經後人覆刻」に作る。

▼ (23) 篆書「赤松山」三字：

『墨華通考』3「金華府」に「李陽冰赤松山三大字石刻」、『兩浙金石志』2 (17 a) に「金華傳有“北山”・“赤松山”大字、今皆不存」。『元和郡縣圖志』26に「金華山、在（金華）縣北二十里、赤松子得道處」、『輿地碑記目』1 (16b)「婺州碑目」に「赤松巖寺碑：唐垂拱四年」、『方輿勝覽』7 (10a)「金華山：……有赤松觀」。李白「送王屋山人魏萬還王屋」詩に「落帆金華岸、赤松若可招」。

▼ (24) 撰并書「馬大仙廟碑」：

『墨華通考』3「處州府」に「李陽冰馬大仙廟（廟）：在寧景〔景寧〕縣」、『天下金石志』「處州府」に「唐馬大仙廟碑：李陽冰撰。以上景寧縣西」。朱閔田 (p 523) は李陽子冰の作とするが、『大明一統志』44「處州府」に「馬大仙廟：在景寧縣西一百里。唐光化中有邑人馬氏、家貧、養姑、遇異人、授以神術。及歿、鄉人立祠、祀之。凡禱多應。有李陽冰所撰碑記」(11a)、また「馬大僊：有廟、在青田縣。唐光化間、馬氏女既嫁、家貧……」(18a) というから、晚唐・光化年間 (898-901) の事ならば、李陽冰の作ではありえない。なお、景寧県は明・景泰三年 (1452) に青田県を析して置かれた。

以上は処州およびその周辺に在ることによって縉雲県令時代の作。李陽冰は縉雲県令時代に山水遊覧を好み、同時に銘・記など多くの山水文学作品を残しているが、これにはその先例として處州の東に隣接する永嘉（唐の温州）の太守であった山水詩の祖・謝靈運 (385-433) の影響がある。

兄・李灝 (718-760) 死去。享年四十三。

穆員「刑部郎中李府君（灝）墓誌銘」。天宝六載 (747) に進士及第、その後、太子校書・通事舍人・左補闕・監察御史を歴任、天宝十四載 (755) に盧溪郡に配流、至徳元載 (756) に晋陵江陰県令として起家、その後、晋陵（常州）・呉興（湖州）・丹陽（潤州）三郡の従事、また河南節度使張鎰の従事となり、至徳二載に金部員外郎を経て刑部郎中に終わる。

李陽冰は宝應二年 (763) には官を辞して鄂州に遊んでおり、また宝應元年から県官の任期は四年から三年に変更されるから<sup>(33)</sup>、上元元年 (760) には當塗県令に遷っていると思われる。

肅宗・上元三年 (762)、四月に代宗・宝應元年：三十九歳。宣州當塗県令。冬、李白と交遊、草稿を託される。

▼ (25) 撰「李（白）翰林草堂集序」：

『新唐書』藝文志に「李白『草堂集』二十卷：李陽冰録」、宋蜀本『李太白文集』1「草堂集序」の下に「〔唐〕宣州當塗縣令李陽冰〔撰〕」、『全唐文』437に李陽冰「唐李翰林草堂集序」。文中に「陽冰試絃歌於當塗、心非所好、公（李白）遐不棄我、乘扁舟而相顧。臨當挂冠、公又疾殞。草藁萬卷、手集未修。枕上授簡、俾余爲序。……時寶應元年十一月乙酉（10日）也」。李白「當塗李宰君畫讚」に「縉雲飛聲、當塗政成」、「獻從叔當塗宰陽冰」詩に「小子別金陵、來時白下亭」。「別金陵」は潤州江寧尉時代の回想。李白（701-762）は寶應元年冬に死去、六十二歳。

● (26) 篆書「謙卦」<sup>(34)</sup>：

『墨華通考』2「太平府」に「李陽冰篆謙卦：有三〔大〕小三種、在蕪湖縣民家」、『天下金石志』「太平府」に「唐謙卦篆刻：李陽冰篆。大小三種、在蕪湖民家」、『金石萃編』98（11b）に「在蕪湖縣」。朱閔田（p510）は重刻者張大用の「近諸刻失之矣、豈即寶應間作令時書耶」を「甚是」とするが、『金石萃編』は「張（大用）跋以爲寶應間作令時書、是懸揣之詞。今附「般若亭」之後」という。清の蕪湖県は唐の當塗県の地。『元和郡縣圖志』28「當塗縣」に「蕪湖水、在縣西南八十里」。

▼ (27) 篆額「西楚霸王靈祠」：

『輿地碑記目』2（14a）「和州」に「唐李陽冰篆西楚霸王（項羽）靈祠額：在烏江廟」、『金石略』下（28a）「李陽冰篆書」に「西楚霸王靈祠題：和州」。『輿地紀勝』48（9b）「和州」に「西楚霸王廟：靈祐王廟、在烏江縣東南二里、號西楚霸王祠」。『墨池編』6（28b）「唐西楚伯王碑：賀蘭誠〔誠？〕書」の篆額ではない。『寶刻叢編』13（32a）「衢州」に「唐西楚霸〔伯〕王祠堂記：唐賀蘭進明撰、賀蘭誠行書、姚韓卿篆額。天寶十三年十月八日建」、『全唐文』346に賀蘭進明「西楚伯王廟頌」。衢州は処州の西北に隣接、和州は長江を隔てて宣州當塗県の西北に隣接。

▼ (28) 篆額「祭酒史仲謨碑」〔賈曾撰、徐浩書〕：

<sup>(33)</sup> 『舊唐書』11「代宗紀」に「（寶應元年）四〔五〕月……内外官三考一轉」、『唐會要』81「考上」に「寶應元年十月、吏部奏“准今年五月勅、州縣官自今已後、宜令三考一替者。……如替人不到、請校四考後停”」。

<sup>(34)</sup> 藤原楚水『訳注語石』（上p590-1）、『北京圖書館藏中国歴代石刻拓本彙編（唐）』（第27冊p124）に拓本影印を収める。

『復齋碑録』（『寶刻叢編』15（18a）「建康府」に引く）に「唐祭酒史公碑：唐賈曾撰、徐浩書、李陽冰篆額。代宗時立、在溧陽」、『輿地碑記目』1「建康府」（22a）に「唐祭酒史公之碑：李陽冰篆額」、『寶刻類編』3（12b）「徐浩」に「祭酒史公碑：曹曾撰、李陽冰篆額。（在）昇」。宋の溧陽縣は昇州に属し、唐の宣州溧陽縣。朱関田（p310、p517）は『寶刻叢編』の説を是として「曹」は「賈」の誤りとする。賈曾（?-727）は古文作家として著名な賈至（718-772）の父。武則天朝から玄宗朝にかけて中書舍人・知制誥等を歴任し、文は蘇晋と並び称せられた<sup>(35)</sup>。史仲謨は『全唐文』161「史仲謨」の小傳に「貞觀十四年（640）官越王府東閣・祭酒・常州長史」といい、史仲謨「後漢溧陽侯史崇墓碑頌」を取めるが、これは『輿地碑記目』1（21b）「後漢溧陽侯史公神道碑」に「晉永和八年立、唐正〔貞〕觀十四年重立」という重立の碑と同一物であろう。これによれば史仲謨は貞觀年間、太宗朝（627-649）の人である<sup>(36)</sup>。したがって「代宗（762-779）時立」と徐浩（703-782）の活躍時期に合わない。賈曾の卒は開元十五年（727）であるから、それ以前に賈曾が碑文を撰し、後に徐浩が書し、李陽冰が篆額したものではなかろうか。朱関田（p517）は大曆十四年（779）と建元元年（780）の間に置くが、「代宗時立」であり、かつ宣州溧陽縣に在ったというから、宣州当塗令時代、少なくとも江南時代の作、大曆九年以前の作であり、いっぽう徐浩は上元元年に国子監祭酒から廬州長史に出て宝應元年に中書舍人になっているから、その間の書ではなかろうか。

肅宗・宝應二年（763）、七月に代宗・広徳に改元：四十歳。宣州當塗県令を辞し、鄂州に遊ぶ。

李陽冰「草堂集序」に「陽冰試絃歌於當塗……臨當挂冠、公又疾歿。……時寶應元年十一月乙酉也」。

#### ▼（29）篆額「鄂州」二字：

『輿地碑記目』2（21b）に「鄂州二字、唐寶應二年李陽冰篆」、『金石略』下（27b）「李陽冰篆書」に「鄂州題」。

鄂州刺史は韋延安。李華は詔徴され杭州より上京するが、病のために広徳元年春より二年秋まで鄂州に在ったから、交遊している可能性がある。

代宗・永泰元年（765）：四十二歳。鄂州に在り、閻士和・魏万成・裴虬・李

<sup>(35)</sup> 『舊唐書』190・『新唐書』119に傳がある。

<sup>(36)</sup> 顏真卿「登峴山觀李左相石尊聯句」（大曆九年774）に史仲宣の名が見え、史仲謨と兄弟あるいは従兄弟のようにも思われるが、やや時代が離れている。

莒らと交遊。

▼ (30) 篆書「黃鶴樓記」〔閻伯瑾撰、魏萬成行書〕：

『金石録』7 (15b) に「閻伯瑾撰、魏萬理行書、李陽冰篆。永泰元年四月」、『輿地碑記目』2 (21b) に「在黃鶴樓。唐永泰中、閻伯理〔瑾〕撰、魏萬成行書」、『湖北金石志』5 (23b) は『金石録』・『輿地碑記目』を引いて「閻伯理」・「魏萬程」に作る。『全唐文』440に閻伯瑾「黃鶴樓記」。「記」末に「時皇唐永泰元年、歲次大荒落、月孟夏、日庚寅也」。「記」に見える鄂州刺史穆寧は後に李陽冰の兄「刑部郎中李府君（澣）墓誌銘」を撰している穆員の父<sup>(37)</sup>。撰者は閻伯瑾・閻伯理に作るが、『元和姓纂』5「閻」に「伯瓌、刑部侍郎。瓌生昂、瓌從父弟伯均」とあり、岑仲勉『校記』は閻伯瓌 (?-765) の従兄弟である閻伯均を閻伯瑾・閻伯理・閻伯鈞・閻伯筠と同一人物であるとする。そうならば閻士和のこと。閻士和、字は伯均、蕭穎士 (709-760) の門人、詩僧皎然 (720-794?) と親交があった<sup>(38)</sup>。書者は魏萬理・魏萬成・魏萬程に作るが、「理・程」は前の「瑾・理」に影響された誤字であり、劉長卿 (?-790?) と交遊した魏萬成であろう<sup>(39)</sup>。

● (31) 篆書「怡亭銘序」〔裴虬撰、隴西李莒八分書〕<sup>(40)</sup>：

『集古録跋尾』7 (4b)、『墨池編』6 (22a) に「刻於島石」、『金石録』7 (15b)、『輿地碑記目』3 (6a)「壽昌軍」、『金石略』下 (27b)「李陽冰篆書」に「怡亭銘序：興國軍」、『金石續編』8 (26b)、『八瓊室金石補正』59 (22b)、『全唐文』482。宋の壽昌軍は唐の鄂州武昌縣、興國軍はその南。嚴密には銘の冒頭で序に当たる部分「怡亭、裴郎卜而亭之、李陽冰名而篆之、裴虬美而銘之、曰」の二十二字が篆書であり、李陽冰の書。以下の銘文は八分書であり、末に「永泰元乙巳歲夏五月十一日隴西李莒□〔書〕」とある。李莒は『集古録跋尾』によれば李華の弟とするが、李華は趙郡・贊皇の人、李恕己の子であり<sup>(41)</sup>、『筠清館金

<sup>(37)</sup> 穆員「秘書監致仕穆公元堂誌」(『全唐文』784)。

<sup>(38)</sup> 『新唐書』202「柳并傳」に附傳がある。皎然との交遊・唱和については賈晋華『皎然年譜』(廈門大学出版社1992年、p43)に詳しい。

<sup>(39)</sup> 劉長卿に「歲夜喜魏萬成郭履雪中相尋」・「題魏萬成江亭」・「春日宴魏萬成湘水亭」等の詩があり、また任華「送魏七秀才序」に「況爾兄殿中侍御史萬成、吾友」という。『元和姓纂』8「魏」にいう「緄、萬年尉、生叔驥・萬成。萬成、檢校員外、柳宗元「唐故尚書戸部郎中魏府君(弘簡)墓誌」にいう「太常主簿諱緄、尚書膳部員外郎兼江陵少尹諱萬成」と同一人物であろう。

<sup>(40)</sup> 藤原楚水『訳注語石』(上p461)、『北京圖書館藏中国歴代石刻拓本彙編(唐)』(第27冊p42)に拓本影印を収める。

石記』はこれを誤りとして「隴西李氏工部郎中舒之子」という。これは『元和姓纂』7「丙」の「唐監門大將軍・應國公、高祖與之有舊、以姓妃諱、賜姓李氏。……元綜、屯田郎中・荊州長史、生舒、工部郎中。舒生莒」に拠ったものであろう。怡亭を築いた裴鷗は裴虬の兄。裴虬は杜甫と姻戚関係があった。

▼ (32) 篆額「煙水堂」：

『墨華通考』7「汝寧府」に「李陽氷烟水堂：在光山縣治西」、『天下金石志』「汝寧州」に「唐煙水堂扁：李陽氷篆。嘉熙（1237-1240）中兵火、碑半廢。以上光山縣學」、『大明一統志』31「汝寧府」（9b）に「煙水堂：在光山縣治西。……亦有陽氷篆字存。嘉熙中兵火、篆碑半存於荊棘中」。光州光山県は鄂州・黄州の北。長安への途次に当たる。

▼ (33) 篆額「山南東道」四大字：

『墨華通考』6「襄陽府」に「李陽氷山南東道碑」、『天下金石志』「襄陽府」に「唐山南東道樓碑：李陽氷撰（？）并書」、『湖北金石志』5（30b）に『襄陽府志』を引いて「山南東道樓、即昭明臺、在城中央。唐李陽氷篆書“山南東道”四大字。端平間（1234-1236）襄陽失守、陽氷之篆亦軼」。襄陽府は唐の山南東道襄州。襄州は光州・申州・隋州の西。

代宗・大曆二年（767）：四十四歳。長安に在り、李季卿らと交遊。

● (34) 篆書「李氏三墳記」〔(吏部侍郎) 李季卿述、栗光刻〕<sup>(42)</sup>：

『集古録目』8（1b）に「李季卿撰、李陽氷篆書、……碑以大曆二年立」、『墨池編』6（33b）に「李陽氷撰（？）并書、在京兆」、『金石略』下（28b）「李陽氷篆書」に「李幼〔季〕卿撰、京兆府」、『金石録』8（2a）「李季卿撰」、『寶刻叢編』7（2b）、『全唐文』458に李季卿「三墳記」、『墨華通考』10「西安府」に「李陽氷篆李氏之〔三〕墳記：李〔季〕卿撰」。文中に「歳攝提格（寅年、つまり宝應元年歳次任寅）、迺貞陽卜而附大墳。三墳以東南伯仲叔、馳之若雁行然。大曆建元之明年（二年）、於斯刻石。「三墳」とは李季卿の兄、曜卿・叔卿・春卿の墳墓。

● (35) 篆書「李氏遷先塋記」〔(吏部侍郎) 李季卿述、栗光刻〕<sup>(43)</sup>：

『金石録』8（2a）「唐李氏移先塋碑」、『寶刻叢編』7（2b）に「唐李氏遷先塋

<sup>(41)</sup> 『舊唐書』190・『新唐書』203に傳がある。ただし李華に「與弟莒書」（『全唐文』315）があり、歐陽修の説はこれに拠ったものであろう。

<sup>(42)</sup> 伏見沖『唐李陽氷三墳記』（二玄社1969年）、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編（唐）』（第27冊p64）に宋重刻の拓本影印を収める。碑（宋重刻）は陝西省博物館（碑林）に蔵す。

記：従子陽冰篆、嗣子季卿撰、大曆二年立。『全唐文』458に李季卿「拯先塋記」。文中に「□□□版末篆皇命、大曆惟二、刊刻貞石」。

**【李季卿の事跡】**

李季卿「三墳記」・「遷先塋記」については岑仲勉『貞石證史』<sup>(44)</sup>の「拯先塋記」(p132)・「三墳記」(p136)に詳しい考証がある。今、李季卿の事跡について補足すれば、独孤及（礼部員外郎）「唐故正議大夫右散騎常侍贈禮部尚書李公（季卿）墓誌銘」（『全唐文』391）に「歳在丁未（大曆二年）七月丁卯、有唐故右散騎常侍李季卿薨、享年五十九。……其孤馮翊縣令（李）霸等、泣奉遺命、以某月庚寅、附宅兆於長安九陣原之先塋。……三貳京尹、由秘書少監爲吏部侍郎、復兼御史大夫、慰撫山東・淮南、明年勞旋、典選如故。大曆三〔二〕年拜右常侍。……賈至作銘（『全唐文』368）以銘之」といい、『舊唐書』11「代宗紀」に「永泰元年三月……吏部侍郎李季卿・王延昌、禮部侍郎賈至……等十三人、並集賢院待詔」というから、李季卿（709-767）は永泰元年（765）三月以後に宣慰使として山東・淮南を巡り、大曆二年（767）に帰朝して右散騎常侍となり、同年七月に死去する。

また、李季卿が宣慰使であった時の事件について、宣州刺史殷日用を李佚の前任とする説があるが<sup>(45)</sup>、『舊唐書』11「代宗紀」に永泰二年九月「丙子、宣州刺史李佚坐贓二十四萬貫、集衆杖死、籍沒其家」といい、『舊唐書』153「劉迺傳」に「宣州觀察使殷日用奏（劉迺）爲判官、宣慰使李季卿又以表薦」というから、宣州刺史李佚は永泰二年九月に更迭されているわけであり、いっぽう宣慰使李季卿によって劉迺が宣州觀察使殷日用の判官として推挙されており、李季卿が宣慰使となるのは永泰元年三月以後、大曆二年以前であるから、李佚から殷日用に更迭されたと考えるべきであろう。

朱閔田（p498）はこの年に「縉雲吏隱山に隱居す」とするが、先に述べたように成立しがたい。

代宗・大曆四年（769）：四十六歳、長安に在り。

▼ (36) 篆額「唐萬年縣令徐昕碑」〔韓雲卿撰、韓擇木八分書〕：

『金石録』8 (2b)「韓雲卿撰、韓擇木八分書、李陽冰篆。大曆四年三月」、『寶刻類編』3 (5a)に「……大曆四年三月、（在）洛」。『墨池編』9 (6a)「唐萬年縣令徐昕碑」には「韓擇木八分、在緱氏」というのみで、李陽冰等について言わず。朱閔田（p513）によれば、徐昕は徐秀の父であり、「唐贈梁州都督徐秀碑」

<sup>(43)</sup> 藤原楚水『記注語石』（中p392）、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編（唐）』（第27冊p66）に宋重刻の拓本影印を収める。碑（宋重刻）は陝西省博物館（碑林）に蔵す。

<sup>(44)</sup> 岑仲勉『金石論叢』（上海古籍出版社1981年）所収の1959年校訂本による。原載は『歷史語言研究所集刊』8-4（1939年）。

<sup>(45)</sup> 郁賢皓『唐刺史考全編（4）』156（p2223）は殷日用を永泰元年、李佚を永泰二年とする。

が大暦五年三月立であるのによって「四年」は「五年」の誤り。

代宗・大暦五年（770）：四十七歳。長安から絳州・兗州を経て泰山に遊び、江南に帰る。

▼ (37) 篆額「唐贈梁州都督徐秀碑」〔(撫州刺史) 顔真卿撰、韓擇木八分書〕：

『金石録』8 (3b)・『寶刻類編』3 (5a)に「大暦五年三月立」、『全唐文』343に顔真卿「朝議大夫贈梁州都督上柱國徐府君神道碑銘」。顔真卿は大暦三年夏から六年まで撫州刺史。碑文に「先世瑩隴、宅於京師少陵原。……」。

晩唐・李肇『唐國史補』上に「絳州有碑、篆字與古文不同、頗爲怪異。李陽冰見而寢處其下、數日不能去。驗其文、是唐初、不載書者姓名、碑上有“碧落”二字、人謂之“碧落碑”。絳州は長安と洛陽の間、やや北。五代・潘遠『紀聞談』<sup>(46)</sup>に「絳有碑、篆千餘字、李陽冰愛之。其中有“碧落”二字、謂之“碧落碑”。後有識者云：有唐十三祀龍集、敦祥哀子、李訓等爲母造道門」、北宋・朱長文『續書斷』上「李陽冰」にも「初、絳州碧落尊像之背、有篆文極奇古、陽冰見之、歎美服膺、寢食其下、不得影響、大熱中以權權之、猶有遺迹、唐人由奇之、或以爲陳惟玉書、或以爲異人所刻、獨李漢以爲李讓書。漢之言誠然、猶未敢必爾」、『金石録補』21 (9b)に「唐碧落碑釋文：鄭承規書、咸通十一年（870）七月六日立。案碧落碑在絳州、其書雜出頡籀、……」。

● (38) 撰并篆書「唐龔丘縣令庾公（賁）德政頌」<sup>(47)</sup>：

『墨池編』6 (16a)に「龔丘令庾公德政碑：……大暦五年九月」、『金石録』8 (4a)に「龔邱令庾公德政碑」、『金石略』下 (28b)「李陽冰篆書」に「(在) 兗州」、また『金石萃編』95 (16b)、『平津讀碑記』7 (8b)、『全唐文』437に李陽冰「龔邱縣令庾公（賁）德政碑頌并序」。序中に「大暦中、邑考彭滔等三十五人以公撫柔之大、咸願刻石褒美……縣人以陽冰與公周旋、備詳德行、俾之作頌……大暦五年九月三日建」。朱関田 (p499) が「蓋有泰山之遊」というように、龔邱県（山東省寧陽）を経て泰山に遊び、古跡を探訪し、石刻を調べて模写したり、古文字を研究したと思われる。

▼ (39) 模書「懽山碑」：〔李斯撰并篆書〕

清・吳玉搢『金石存』2 (19b)「秦繹山碑」に「近從恭壽先生處見有李陽冰書

<sup>(46)</sup> 佚書、五代・郭忠恕『汗簡』の「後序」に引く。また「碧落碑」の文字も『汗簡』に多く引く。

<sup>(47)</sup> 藤原楚水『訳注語石』(上p576-8)、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編(唐)』(第27冊p93)に金・貞元三年(1155)重刻の拓本影印を収める。

『釋山碑』、其字較鄭本差小、而力緩筋懈、與陽冰他書絕異。攷之于古、亦不聞陽冰曾模是碑。疑好事者轉臨鄭本、而加以“李監”名耳<sup>(48)</sup>。後に王壯弘『增補校碑隨筆』の「秦釋山碑」に「此外嘗聞所謂“李陽冰本”、實爲後人臨長安本加“李監”名。其字較長安本略小」というのは『金石存』にいう李監本を指すであろう。「鄭本」と「長安本」は同一。碑陰に刻す鄭文宝の記によれば、淳化四年（993）に徐鉉（916-991）が晩年に得た模本を刻して長安に置いたもの。西安碑林に現存。「嶧山碑」は始皇帝が諸国を巡視した際に秦の徳を頌えた詩を秦・李斯が撰并書して嶧山・泰山・瑯邪台・之罘山・之罘東觀・碣石・会稽山に石碑を立て、後に同地を巡視した二世皇帝・胡亥の詔を李斯が書して「頌秦徳」詩の傍に刻したものの。その事と各地の「頌秦徳」詩（嶧山を除く）および「二世詔」は『史記』6「秦始皇帝本紀」に記載されている。泰山は兗州北部の乾封県、嶧山は南部の鄒県に位置する。

#### 【李斯「嶧山碑」と李陽冰模本】

『金石存』は「不聞陽冰曾模是碑」というが、李陽冰が「嶧山碑」を模書した可能性は極めて高い。ただし呉玉搢の見たものが李陽冰の真跡であったとは限らない。

竇泉「述書賦」下に「趙郡李君。『嶧山』并驚、宣父同群」、注に「初師李斯『嶧山碑』、後見仲尼『吳季札墓誌』、便變化開闢。『宣和書譜』2「篆書・李陽冰」に「初見李斯『嶧山碑』與仲尼“延陵季子字”、遂得其法、乃能變化開合、自名一家」というのはこれに拠ったもの。また、舒元興（789-835）の元和年間の作「玉筍（箸）篆志」（『全唐文』727）に「常有意求秦丞相真跡、……某亦常問得去嶧山道路、異日將裹足觀之、未去問行長安、會同里客有得（李）陽冰真跡遺在六幅素上者。……吾雖未登嶧山、觀此可以信其爲深於篆者之言也」という。李斯「嶧山碑」を挙げる所から察すれば、李陽冰の真跡「六幅」の中には「嶧山碑」の模本があったはずである。「述書賦」はその上巻に「余至徳（756-758）中往往偶見、祛積年之遙想、……今記前後所親見者、并今朝自武徳以來訖於乾元之始（758）、翰墨之妙、可入品流者、咸備書之」というから、乾元元年（758）あるいはやや後の作であり、したがって李陽冰はそれ以前に李斯「嶧山碑」を学んでいることになるが、兗州に行って更にそれを深めたであろうことは想像に難くない。大暦七年（772）頃の李陽冰「上李大夫論古篆書」に「陽冰志在古篆、殆三十年、見前人遺跡、美則美矣、惜其未有點畫、但偏傍模刻而已、……蔡中郎（邕）以“豊”爲“豐”、李丞相（斯）將“束”爲“宋”、魚魯一惑、涇渭同流、學者相承、靡所遷復」という。たしかに秦・李斯や漢・蔡邕の書として伝えられるものには疑わしいものがあり、李斯篆書「嶧山碑」はその一つである。

『集古録跋尾』1（16b）「秦嶧山刻石」に「今嶧山實無此碑、而人家多有傳者、各有

<sup>(48)</sup> 『金石萃編』4（8b）「嶧山刻石」に同文を引いて「假托陽冰耳。今亦不知其處」という。

所自來。……此本（鄭）文寶云“（徐）鉉所模”文、又言“嘗親至嶧山訪秦碑、莫獲、遂以（徐）鉉模刻石於長安”、世多傳之。余家集錄別藏『泰山李斯所書』數十字尚存、以較模本、則見眞偽之相遠也」、また『集古錄跋尾』1（17a）「秦泰山刻石」には「今俗傳『嶧山碑』者、『史記』不載、又其字體差大、不類泰山存者、其本出於徐鉉。又有別本、云“出於夏竦家者”、以今市人所鬻校之、無異。自唐・封演已言“『嶧山碑』非眞、而杜甫直謂“棗木傳刻爾”、皆不足貴也」ともいう。北宋で広く知られていたのは徐鉉模本であるが、嶧山にその碑がないこと、『史記』にその文が載っていないこと、李斯の字体と異なることなどによって、歐陽修は眞跡の模本であることを疑っている。やや後の『金石錄』13（6b）にも「右『秦泰山刻石』者、鄭文寶得其模本于徐鉉、刻石眞之長安、此本是也」といって「唐・封演『聞見記』載此碑云“（『鄒山記』云）‘後魏・太武帝登山、使之排倒之、然而歷代模拓之、以爲楷則。邑人疲于供命、聚薪其下、因野火焚之。由是殘缺、不堪模寫。然猶求者不已、有縣宰取舊文、勒于石碑之上、置之縣廨’。今人間有『嶧山碑』者、皆新刻之本”。而杜甫詩直以爲“棗木傳刻”者、豈又有別本歟。按『史記』本紀、“二十八年、始皇東行鄒縣、上鄒嶧山、立石、與魯諸儒生議、刻石頌秦德”、而其頌詩不載。其他、始皇登山凡六、刻石、『史記』皆具載其詞、而獨遺此文、何哉。然其文詞簡古、非秦人不能爲也。秦時文字見于今者少、此雖傳模之餘、然亦自有可貴」という。封演は天宝から貞元の間の人、李陽冰とはほぼ同時代人。『封氏聞見記』8「釋山」の説はそれに引用する『鄒山記』に拠ったものである。『封氏聞見記』には「今人間有『釋〔嶧〕山碑〕〔者〕、皆新刻之碑〔本〕也」に続けて「其文云“刻此樂石”、學者不曉“樂石”之意、顏師古云“謂以泗濱磬石作此碑。始皇於瑯琊・會稽諸山刻石、皆無此語、惟『釋山碑』有之、故知然也”」という。初唐・顏師古（581-645）の言は『漢書』の顏師古注には見えず、顏師古『匡謬正俗』8「樂石」にはほぼ同文が見える。杜甫詩にいう「棗木傳刻」とは「李潮八分小篆歌」に「嶧山之碑野火焚、棗木傳刻肥失真」というものを指し、前句は『封氏聞見記』に引く『鄒山記』に見え、後句の棗木は「述書賦」上の注に「李斯、上蔡人、終秦丞相。作小篆書『嶧山碑』、後具名銜。碑既毀失、土人刻木代之、與（李）斯石上本差稀」というのに似ている<sup>(49)</sup>。原石は後魏・太武帝（424-452）の時に「野火焚之。由是殘缺、不堪模寫」であったが<sup>(50)</sup>、「縣宰取舊文、勒于石碑之上、〔凡成數片〕、置之縣廨、〔須則拓取〕」というのは、旧蔵の拓本によって重刻したものであるが、唐代では棗本が伝わっていたようであり、李陽冰・徐鉉は「新刻」の棗本に拠って模書したと思われる。あるいは「舊文」に拠った新刻本には誤りがあり、李陽冰の「嶧山碑」は泰山等にあった李斯書の殘碑によって書体をまねて李斯「嶧山碑」を復原するものであったことは十分に考えられる。

(49) 棗は堅いために石の代わりに版木として用いられ、模刻して拓本がとられた。宋・劉克庄「答楊雙」詩に「棗木流傳容有偽、箋家穿鑿苦求奇」、明・潘之淳『書法離鈎』8「鑑賞」に『淨化帖』：宋・太宗搜訪個人墨跡於淳化中、命侍書王筍用棗木板模刻十卷於秘閣。

(50) 葉昌熾『語石』1に「『山澤一水』唐時焚於野火」というが、これは恐らく杜甫詩によるものであり、誤り。『封氏聞見記』によれば後魏のことである。

李陽冰に模本があったことはまず間違いないが、徐鉉模本との関係が不明である。鄭文宝の「記」によれば「徐公鉉酷耽玉箸（篆書）、垂五十年、晚節獲『釋山碑』模本、師其筆力」という。「嶧山碑」は西安碑林に現存しており、その「頌秦徳」詩には「刻此樂石」の句があるから、唐初の顔師古のいう「嶧山碑」と同じである。しかし徐鉉模本「嶧山碑」には不自然な点が多い。たとえば「頌秦徳」詩部分と「二世詔書」部分が連続しており、また「皇帝」・「始皇帝」・「制」の前が空格になっていない。ちなみに「泰山刻石」・「鄒峯臺刻石」では改行されており、また空格もある<sup>(51)</sup>。さらに、「述書賦」や「玉筋篆志」では「嶧山」に作るが、徐鉉模本は「釋山」に作っている。ちなみに『通典』180「州郡」・『元和郡縣圖志』10・『新唐書』38「地理志」や『史記』はいずれも「嶧山」に作っており、『史記』の『集解』・『正義』でもその異同を言わない。徐鉉が模書する約二百年も前にあってすでに李陽冰の模書した「嶧山碑」があったから、当時は李陽冰模本が通行していたのではなからうか。徐鉉の得た模本もこれに倣ったものである可能性がある。あるいは徐鉉模本は李陽冰模本に対抗して復原したものであるかとも知れない。徐鉉（916-991）は五代・南唐の人、弟の徐鍇（920-974）とともに著名な書家であり、また『説文繫傳』で知られる小学の研究者でもあり、かれらは李陽冰の文字学に異を唱えていた。

#### 【別本「鄒嶧山刻石」と「鄒峯臺刻石」】

この他にも宋代には別の「嶧山碑」が伝わっており、これが李陽冰の模本であることも考えられるが、恐らくそうではなからう。『集古録跋尾』1（17b）には徐鉉模本の「秦嶧山刻石」とは別に「鄒嶧山刻石：一作“秦二世詔”」を録して「右鄒（縣）嶧山『秦二世刻石』、以泰山所刻較之、字存者頗多而磨滅尤甚。……其文曰“大夫趙嬰・五大夫楊播、皇帝曰：金石刻盡始皇帝所爲也。今襲號而金石刻”凡二十九字多於泰山存者、而泰山之石又滅“盛徳”二字、其餘則同、而嶧山字差小、又不類泰山存者刻畫完好、而附録於此者。古物難得、兼資博覽耳。蓋集録成書後八年、得此于青州而附之。熙寧元年秋九月六日書」という。碑文の「皇帝曰……金石刻」及び「盛徳」を含む「二世詔」は『史記』6「秦始皇本紀」の「二世東行郡縣、李斯從。到碣石、並海、南至會稽、而盡刻始皇所立刻石、石旁著大臣從者名、以彰先帝成功盛徳焉」の下に載せている。計78字。この碑文は二世（胡亥）の詔書部分のみあったらしく、字は「秦泰山刻石」よりも29字多いが磨滅が激しく、字も小さいという。ちなみに『集古録跋尾』1（17b）「秦泰山刻石」は「右秦二世詔。……獨泰山頂二世詔書僅在、所存數十字爾」というから、当時見られた「秦泰山刻石」も「二世詔書」部分（78-29-9=58字）であった。『集古録跋尾』の「鄒嶧山刻石」には「大夫趙嬰・五大夫楊播」という従臣の名も刻されていたというが、「秦嶧山刻石」の整本である徐鉉模本には見えないし、また、その後、発見されてほぼ完全な形を残していた「秦泰山刻石」（淳化五年（994）潘師旦模本、大觀年間（1107-1110）陳跋

<sup>(51)</sup> 藤原楚水『訳注語石（石刻書道考古大系）』（上p30-42）、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編（戦国・秦・漢）』（第1冊p7）に拓本影印を収める。

模本)にも見えない<sup>(52)</sup>。ただし『金石録』はこの別本「鄒嶧山刻石：一作“秦二世詔”」を録していないが、『集古録跋尾』が録していない「秦瑯邪臺刻石」を録して「其頌詩亡矣、獨從臣姓名及二世詔書尚存」といい、『金石萃編』41(3a)「瑯邪臺石刻」等には「皇帝曰」の前行に「大夫・大夫楊播」が見える<sup>(53)</sup>。『金石録』の録す「秦瑯邪臺刻石」は青州の南に位置する密州にあり、『金石略』上(10b)にいう「刻二世詔文：李斯篆、密州」がそれであろう。欧陽修は別本を兗州ではなく、青州で入手しているが、『金石略』上(10a)に「嶧頌德碑：李斯篆、鄭文寶模、兗州」の後に「秦相李斯等請刻始皇詔書：兗州」を録しており、これが欧陽修のいう「鄒嶧山刻石」であろうか。『集古録跋尾』が「鄒嶧山刻石：一作“秦二世詔”」という点、また「五大夫楊穆」等の名が徐鉉模本「嶧山碑」・潘師旦模本「泰山碑」に見えず、原石「瑯邪臺刻石」には見える点から考えて、「鄒嶧山刻石」は「瑯邪臺刻石」であったと考えてまず間違いなからう。

#### ▼(40) 模書「二世詔」：〔李斯篆書〕

元・鄭杓『衍極』2「書要篇」に「李陽冰『庶子泉銘』・『怡亭刻石』・『二世詔』、無是過也」、後に明・楊慎『墨池瑣録』2に同文を引く。「二世詔」は二世(胡亥)の詔書を李斯が書したものであり、始皇帝の「頌秦德」詩の傍らに刻されており、『金石略』上(10b)に「刻二世詔文：李斯篆、密州」、楊慎『法帖神品目』に「刻二世詔文：在高密」というように、宋・明の間で「二世詔」は密州瑯邪臺の刻石を指していたが、あるいは『金石存』にいう「近從恭壽先生處見有李陽冰書『嶧山碑』、王壯弘『增補校碑隨筆』の「秦嶧山碑」に「此外嘗聞所謂“李陽冰本”、實爲後人臨長安本加“李監”名。其字較長安本略小」と同一のものであろうか。「二世詔」は二世(胡亥)の詔書を李斯が書したものであり、始皇帝の「頌秦德」詩の傍らに刻されていた。「述書賦」・舒元興「玉筋篆志」にいうように李陽冰には模書「嶧山碑」があったから、「嶧山碑」の「二世詔」部分を指すと考えることもできる。しかし「嶧山碑」は顔師固や封演が言及し、徐鉉が模本を得ているように、唐代に全文の新刻本が存在していたはずである

<sup>(52)</sup> 『金石存』2(22a)には淳化五年(994)の『絳帖』に入れられた宋・潘師旦模本と陳跋『秦山秦篆譜』によって録文する。陳跋本については『金石録』13(6b)「秦嶧山刻石」に言及する。また『石索』1(『訳注語石』上p32-33)には「集補泰山石刻全文」を載せ、復原している。『絳帖』は明・潘之淙『書法離鈎』8「鑑賞」に「絳帖：淳化之子・尚書潘師旦用『淳化閣帖』増入別帖、重模刻廿卷於絳州、北紙・北墨、極有精神、在『淳化閣帖』之次。其石比淳化帖本高二字、骨法清勁、足正玉箸肉勝之失、然駁馬露骨人、未免羸瘦之憾」。

<sup>(53)</sup> また『訳注語石(石刻書道考古大系)』(上p34)、『北京圖書館藏中国歴代石刻拓本彙編(戦国・秦・漢)』(第1冊p9)に拓本影印を収める。

から、「二世詔」部分のみ臨模したとは考えにくい。『集古録跋尾』・『金石録』等によれば、唐・宋の間には「嶧山碑」・「泰山碑」以外は「秦之罘山刻石」・「瑯邪臺刻石」の「二世詔」部分のみが残っていたから、これを臨模したものの中に李陽冰の作と伝えられていたものがあったと思われる。

代宗・大暦六年（771）：四十八歳。滁州に在り、李幼卿と交遊。

▼ (41) 撰并篆書「李（幼卿）庶子新泉銘」〔崔祐甫撰？〕：

『集古録跋尾』7（8b）に「大暦六年」「庶子泉銘：李陽冰撰并書。慶曆五年、余自河北都轉運使貶滁陽、屢至陽冰刻石處、未嘗不裴回。其下庶子泉、昔爲流谿、今爲山僧填爲平地、起屋於其上。問其泉、則指一大井。余曰：此庶子泉也、可不惜哉」、『墨池編』6（22b）に「唐庶子泉銘：大暦六年……在滁州」、『金石録』8（4a）「李庶子新泉銘」に「大暦六年三月」、『金石略』下（28a）「李陽冰篆書」に「庶子泉銘：滁州」。『全唐文』437に李陽冰「庶子泉銘」として収めるが、『墨華通考』2「滁州」には「李陽冰〔篆？〕庶子泉銘：崔祐甫撰文」という。崔祐甫については李陽冰篆蓋「有唐相國贈太傅崔公（祐甫）墓誌銘」がある。「庶子泉銘」に「賢哉宮相（庶子）、牧此滁上」。太子右春坊“庶子”（正四品下）は李幼卿。

歐陽修（1007-1072）は慶曆五年（1045）に滁州刺史になっているが、それよりも半世紀早い至道元年（995）に滁州刺史になった王禹偁（954-1001）の「八絶詩序」に「唐大暦中、隴西李幼卿以宮相領滁州刺史、始游琅邪山、立寶應寺、故泉有庶子之號、李陽冰篆其銘、存諸石壁」といい、「八絶詩」の第一首「庶子泉」に「唐賢大暦後、峭壁刻名性」、第七首「陽冰篆」に「泠泠庶子泉、落落陽冰筆。……唯茲數十字、適尙倚雲窟」と詠む。また「與嘉祐同游居寶曆寺」詩に「盡日引渠尋勝境、讀碑看篆掃蒼苔」というのも李陽冰の篆書のことであろう。後に元・鄭杓『衍極』2「李陽冰『庶子泉銘』」の元・劉有定注に「其泉昔爲溪流、後爲山僧填爲平地、架屋於上、今存者一大井爾」。

▼ (42) 篆題琅邪泉十八字：

『墨池編』6（33a）「唐李幼卿新鑿琅琊泉題記」、『金石略』下（28a）「李陽冰篆書」に「李幼卿新鑿琅琊泉題：滁州」、『金石録』8（4a）に「大暦六年三月」、『輿地碑記目』2（10b）「李庶子泉銘」に「『集古録』云：“唐李陽冰撰并書”。鑿泉琅琊山、勒銘于泉之側石上。其旁又有陽冰別題十八字、皆以大暦六年刻在滁之琅邪山。歐陽公謂：學篆者皆云陽冰之跡世多矣、無此如銘者。中更兵燹、古刻散失、後再刻于郡齋」<sup>(54)</sup>。

## 【李幼卿と独狐及の交遊】

『金石録』10 (12b) に「唐李幼卿『題琅琊山』詩」というが、今佚。陳尚君『全唐詩續拾』15<sup>(55)</sup>では『瑯琊山石刻選』（安徽人民出版社）によって李幼卿「題瑯琊山寺道標楮二上人東峰禪室時助成此□□築斯地」詩を拾遺しており、これを指すようにも思われる。ただし王禹偁「八絶詩序」に「唐大曆中、隴西李幼卿以宮相領滁州刺史、始游琅琊山、立寶應寺」といい、『輿地紀勝』42 (9b) に「庶子泉：……『圖經』云：“在琅琊山寶應寺、唐李幼卿之舊跡也”」、『大明一統志』18 (6b) に「瑯琊寺：在瑯琊山、舊名開化寺、唐大曆中刺史李幼卿與僧法深建」という。これによれば李幼卿は法深とともに宝應寺を建てたらしい。また、王禹偁「瑯琊山」詩に「廟碑傳漢祖、寺額認唐朝、……詩章因我盛、屏障遣誰描」とあり、「詩章因我盛」句下の自注に「唐賢遊者多矣、無瑯琊山詩」という。

王禹偁によれば北宋の初期までは琅琊山そのものに関する詩文は作られていなかった、あるいは伝わっていなかったらしいが、滁州刺史時代の李幼卿には作詩が多く、独狐及に寄せて交遊している。独狐及「琅邪溪述并序」（『全唐文』389）に「隴西李幼卿、字長夫、以右庶子領滁州。……是歲大曆六年歲次辛亥春三月丙午〔子〕」という。李陽冰が庶子泉に篆題したのも大曆六年三月であった。また独狐及には「答李滁州題庭前石竹花見寄」・「得李滁州書以玉潭莊見託因書春思以詩代答」・「答李滁州憶玉潭新居見寄」・「答李滁州見寄」・「題玉潭」（『全唐詩』247）および「祭滁李庶子文」（『全唐文』393）があり、いっぽう李幼卿に「前年春與獨狐常州兄花時爲別、倏已三年矣、今鶯花又爾、睹物增懷、因之抒情、聊以奉寄」詩（『全唐詩』312）があり、原注に「時蒙溪幽居、在義興」という。後に『唐詩紀事』27「李幼卿」に「大曆中、以右庶子領滁州、別業在常州義興、曰“玉潭莊”。在滁州時、以書託獨狐至之（独狐及の字）」というのはこれらを指す。また劉長卿（?-790?）の莊園も近くにあり、李幼卿と交遊している。劉長卿「酬滁州李十六使君見贈詩序」（『全唐詩』148）に「李公與予俱於陽羨山中新營別墅、以其同志、因有此作」という。陽羨は義興の旧名<sup>(56)</sup>。

独狐及（725-777）は唐代古文復興の先駆作家。大曆五年から六年の間に濠州刺史から舒州刺史に遷り、大曆八年十二月に舒州刺史から常州刺史に遷っている。「前年春與獨狐常州兄花時爲別、倏已三年矣」というのによれば、独狐及は大曆九年春に舒州刺史から常州刺史に移る道中に滁州に立ち寄っており、さらに三年前の大曆六年春にも濠州刺史から舒州刺史に遷る時に滁州に立ち寄って李幼卿と交遊している<sup>(57)</sup>。したがって「琅

(54) 繆氏校輯本『集古録目』8 (3b)「李庶子泉銘」は『輿地碑記目』から「李陽冰撰并書」から「刻于郡齋」までを拾遺する。また、「十八字」を誤って「十八泉字」に作る。

(55) 『全唐詩補編（中）』（中華書局1992年）所収（p 887）。

(56) 『元和郡縣圖志』25「常州」に「義興縣：本漢陽羨縣、《輿地碑記目》1 (8a)「常州」に「陽羨山封禪碑」。

(57) 郁賢皓『唐刺史考全編（3）』125（p 1709）には「前年春」「花時爲別」を大曆九年春として「倏已三年」を大曆十一年とするが、正しくない。

邪溪述并序」は大暦六年春三月の作であり、この時、李陽冰も滁州に在ったから独孤及と交遊しているはずである。また李陽冰は独孤及撰「唐（舒州）鏡智禪師碑」（大暦八年十二月）の篆額を書している。

李幼卿（727? - 776?）、排行は十六、卒年は大暦十一年（776）頃。「祭徐李庶子文」に「常州刺史獨孤及謹以清酌嘉蔬之奠」とあるから、独孤及（725-777）が常州刺史であった大暦九年春から任地で死去する大暦十二年四月までの間、大暦十一年（776）前後。「祭文」に「得見中壽」、享年は五十歳。したがって生まれは開元十五年（727）頃である。

代宗・大暦七年（772）：四十九歳。潤州から福州に遊ぶ。

- (43) 篆額「唐玄靖先生碑」〔秘書郎河東柳識撰、大理司直吳郡張從申行書〕<sup>(58)</sup>：

『集古録跋尾』7 (9b) ・ 『集古録目』8 (2a) 「玄靖先生碑」、『墨池編』6 (24b) に「唐玄靜先生碑：大暦七年、……在茅山」、『金石萃編補正』1 (31b) 「唐茅山紫陽觀玄靜先生碑」、『全唐文』377に柳識「茅山紫陽觀元〔玄〕靜先生碑」。また、『金石略』下 (28b) 「李陽冰篆書」に「玄靖張〔李〕先生碑題」、『金石録』8 (5b) に「唐玄靖張〔李〕先生碑」というのも同じ作を指す。「秘書郎河東柳識撰、大理司直吳郡張從申行書」部分は行書であるが、その横「李陽冰篆額」の五字は篆書であり、李陽冰の自署。文中に「大暦七年八月十四日建」。『集古録目』に「玄靖先生、茅山道士李含光也、碑以大暦四〔七〕年八月立」という「四」は、碑文に「大暦四年冬十一月……若坐忘長往」というから誤り。なお、別に李白撰「唐漢東紫陽先生碑銘」（天寶元年）と顔真卿撰并書「茅山玄靖先生廣陵李君碑銘」（大暦十二年五月）がある。茅山は潤州南部にある。柳識「琴會記」（『全唐文』377）によれば、柳識は大暦六年頃から浙西觀察使・蘇州刺史の従事であった。『墨華通考』2は誤って「滁州」に入れ、「玄靜先生三絶碑：李陽冰篆、柳□□文、張從中〔申〕書」という。

- ▼ (44) 篆書「紫陽洞天」四字：

『八瓊室金石補正』64 (31a) 「李陽冰天清墜寧四字」に「尚有“紫陽洞天”・“生公講臺”二刻、未得拓本」。朱閔田 (p524) は「紫陽洞三字」に作る。紫陽洞天は潤州の茅山紫陽觀にあった。

- ▼ (45) 篆書「般若臺銘」：

『墨池編』6 (24b) 「唐般若臺記：……在福州」、『金石略』下 (27b) 「李陽冰篆書」に「般若臺記：福州」、『金石録』8 (6a) 「般若臺銘」、『寶刻叢編』19 (18

<sup>(58)</sup> 藤原楚水『訳注語石』（中p501-2）に拓本影印を収める。

a) 「般若臺題」、『輿地碑記目』3 (22a) 「福州」に「在神光寺般若臺、記刻于華嚴頂」、『金石萃編』98 (11a) 「般若臺」に「在福州烏石山」。朱関田 (p515) は「李貢撰」とするが、『金石萃編』等によれば銘文は「般若臺、大唐大曆七年、著作郎兼觀察御史李貢造、李陽冰書 (以上篆書)、住持僧惠攝 (以上正書)」であるから、李貢は碑を造ったのであって銘文を撰したのではなからう。

▼ (46) 篆書「蒼〔般若?〕臺記」〔著作郎兼觀察御史李貢撰?〕:

『墨華通考』5「福州府」に「李陽氷『蒼臺記』: 在華嚴岩。與處〔滑〕州『新驛記』・(處州) 縉之〔雲』『城隍廟記』・(處州) 麗水『玄〔忘〕歸臺記』称四絶」。福州華嚴岩に在ることから、『輿地碑記目』3「福州」に「在神光寺般若臺、記刻于華嚴頂」という「般若臺記」と同じもので、「蒼臺記」の「蒼」は「般若」の誤字脱字であるようにも思われる。しかし「四絶」と称されたというから一定の文字数を有するものであり、「般若臺銘」は「滑州新驛記」・「縉雲城隍廟記」・「忘歸臺記」が長文であるのと違ってわずか二〇字の署名の書に過ぎない。また、『墨華通考』5「福州府」には「蒼臺記」とは別に「李陽氷『般若臺記』: 篆書」を録している。あるいは銘文とは別に李貢の撰による「般若臺記」もあったのではなからうか。

▼ (47) 篆書「神光廟碑」:

『墨華通考』5「福州府」に「李陽氷『神光廟〔廟〕碑』」。神光廟は般若台のあった神光寺のことであるから、「神光廟記」も『輿地碑記目』3「福州」に「在神光寺般若臺、記刻于華嚴頂」という「般若臺記」と同じものを指している可能性がある。

▼ (48) 撰「上李大夫論古篆書」:

『唐文粹』81・『全唐文』437に所収。朱関田 (p493) によれば一本に「上採訪李大夫論古篆書」に作るという<sup>(59)</sup>。「採訪」は採訪処置使のことで、開元二十二年(734)に置かれたが、乾元元年(758)に觀察処置使に改名されており<sup>(60)</sup>、当時その称は一般には用いない。

【「上李大夫論古篆書」の作年与李陽冰の上京】

「上李大夫論古篆書」は李陽冰の事跡を考える上で最も重要な史料である。しかしその作年について二説あり、しかも二説とも検討すべき点が多い。作年について先ず手がかりとなるのは文中の次の部分である。

(59) 『書苑菁華』9に収めて「上採訪李大夫書」に作る。

(60) 『唐會要』78「諸使中」。

皇唐聖運、逮茲八葉。天生剋復之主、人樂惟新之令。……陽冰年垂五十、去國萬里。……大夫銜命北闕、撫寧南方。苟利國家、專之可也。伏望處分、令題簡牘、及到主人。寒天已暮、闇燭之下、應令書之。霜深筆冷、未窮體勢。儼歸奏之日、一使聞天、非小人之已務、是大夫之功業。可否之事、伏惟去就之。陽冰再拜。

「皇唐八葉」とは代宗の世代<sup>(61)</sup>。「天生剋復之主、人樂惟新之令」の二句は安史の乱が終わり、肅宗に代わって代宗が即位したこと。代宗は宝應元年（763）四月に即位、翌年七月に広徳に改元。問題は「大夫銜命北闕、撫寧南方」の「李大夫」であり、傅璇琮『唐五代文学編年史・中唐卷』（p84、p204）は「李大夫」を李勉とし、朱関田（p500）は李涵とする。李勉は大暦三年十月に京兆尹・御史大夫から嶺南節度觀察使になり、李涵は大暦七年二月に兵部侍郎から浙西觀察使・蘇州刺史・御史大夫になる。したがって傅氏は「上李大夫論古篆書」を大暦三年の作とし、朱氏（p493、p502）は大暦七年の作とする。

皎然（720-794?）に「同顔使君眞卿岷山送李法曹陽冰西上獻書、時會有詔徵赴京」詩があり、それに「草見吳洲發、花思御苑開」という。これによれば法曹參軍事李陽冰は皇帝に召され、その年の春、顔真卿・皎然と「吳」で別れて「西上」、長安へと上京した。岷山は顔真卿「登岷山觀李左相右礪聯句」があり、湖州の治、烏程県にある。湖州（今の浙江省興興市）は春秋・吳の地。顔真卿は大暦七年（772）九月に湖州刺史に遷り、十二年（777）八月に刑部尚書として中央に復歸するから、李陽冰の上京献書はその間のことである。また、李嘉祐にも「送従叔陽冰祗召赴都」と題する詩があり、それに「見主承休命、爲郎貴晚年。伯喈文與篆、虚作漢家賢」という。この詩も上京献書に際して送ったものに相違ない。この頃、李陽冰の書家としての名聞がついに皇帝の耳にまでとどいたのである。したがってこの度の上京は李陽冰の生涯において画期をなす出来事であったといつてよい。その時期をめぐっても傅氏と朱氏の説は分かれる。

（1）傅氏（p268）は『寶刻叢編』13「明州」の「唐刺史裴敬紀徳碣」に「越州刺史・浙江東西節度副使王密撰、集賢院學士李陽冰篆」「李陽冰篆井古文額。大暦八年立」とあるのに拠って、李陽冰は大暦八年冬に集賢院學士となっているから、大暦九年春正月に上京したとする。しかし王密が明州刺史であったのは大暦十四年から貞元二年であり、また『寶刻叢編』の引用には問題がある。詳しくは後述。したがって「唐刺史裴敬紀徳碣」は根拠にならない。

（2）朱関田（p501）は傅璇琮『唐代詩人叢考』・『唐五代文学編年史・中唐卷』の説、大暦七・八年の間に李嘉祐は袁州刺史であったが八年に引退して呉越あたりに定住したとする説に従って、袁州から越州に行くには縉雲県は必經の地であるから、この時に会って送ったとする。朱氏の説は李陽冰が縉雲県に隠居していたことを前提とするものであるが、先述したように隠居説は成立しがたい。いっぽう皎然「同顔使君眞卿岷山

<sup>(61)</sup> 顔真卿「天下放生池碑銘」に「皇唐七葉、我乾元大聖光天文武孝感皇帝陛下」。その尊号から見て明らかに七葉は肅宗のこと。「八葉」は次の代宗を指す。

送李法曹陽冰西上獻書、時會有詔徵赴京」詩を顔真卿が「詔徵赴京」の時、大暦十二年の作であるとし、また「高力士碑」（大暦十二年）に「京兆府戸曹參軍李陽冰篆額」とあるのによって、大暦十二年に上京した後に京兆府法曹參軍から京兆府戸曹參軍に改められたとする。したがって朱氏の説によれば李陽冰は大暦八年に京兆府法曹參軍となったと考えられる。また、朱氏は皎然詩を大暦十四年、李嘉祐詩を大暦八年の作と考えているが、いずれも李陽冰が詔徴されて「獻書」のために上京するのを送るものであるから、同時の作と考えるべきであろう。また、皎然詩には「同顔使君眞卿岷山送李法曹陽冰西上獻書」というように、顔真卿と共に送っているから、「時會有詔徵赴京」を顔真卿のことと考えることはできないし、顔真卿が召還されるのは大暦十二年の夏四月であり、詩の「草見吳洲發、花思御苑開」の季節・春に合わない。

李陽冰上京獻書のことは「上李大夫論古篆書」と直接関係があるであろう。それに「陽冰志在古篆、殆三十年。……皇唐聖運、逮茲八葉。天生剋復之主、人樂惟新之令……誠願刻石作篆、備書『六經』、立於明堂、爲不刊之典、號曰“大唐石經”、使百代之後所無損益、仰明朝之洪烈、法高代之盛事、死無恨矣。陽冰年垂五十、去國萬里」といって、自己を儒教文藝の継承であるとする自負と三十年来研究してきた篆書によって儒典六經を刻石して世に示し、安史の乱以来衰頽していた国威の振興を図るといふ、石經製作の国家事業を建白する内容である。これは皎然詩の「陽冰西上獻書」、李嘉祐詩の「見主承休命、爲郎貴晚年。伯喈文與篆、虛作漢家賢」と符合する。また、「上李大夫論古篆書」には「歸奏之日、一使聞天」というから、李大夫の帰朝上奏の際に李陽冰の意が皇帝に伝えられ、その結果、李陽冰は徵用されて上京獻書に向かったわけである。「上李大夫論古篆書」に「寒天已暮……霜深筆冷」とあるから、ある年の冬に李觀察使に上書し、翌年春にそれが受け入れられて上京している。では、その年はいつなのか。

(1) 李涵説の検討。李涵は大暦十一年四月に浙西觀察使から知台事・充京畿觀察使となる<sup>(62)</sup>。そこで大暦十年冬に李涵に上書して大暦十一年の李涵の帰奏を経て大暦十二年春に上京したことが考えられる。そうならば独孤及に「唐故嗒陽太守贈秘書監李公（名は少康、李涵の父）神道碑銘并序」・「蘇州刺史兼御史大夫襄武李公（涵）寫眞圖贊」の作があり、当時、独孤及は常州刺史であったから、それまでの李陽冰との関係から見て、独孤及による浙西觀察使李涵への何らかの紹介・推薦があったと考えても不思議で

<sup>(62)</sup> 『舊唐書』11「代宗紀」に大暦十一年夏四月「以浙西觀察使・蘇州刺史・御史大夫李涵知臺事・充京畿觀察使」、大暦十三年「四月丁亥、以浙西觀察留後李昌道以蘇州刺史・兼御史中丞・充浙西都團練觀察使。己丑、以前浙西觀察使爲御史大夫」。郁賢皓『唐刺史考全編（3）』139（p1913）「蘇州」は「李涵：大暦七年一十二年」「李道昌：大暦十三年一十四年」とするが、大暦十一年四月に李涵が知臺事・充京畿觀察使になって中央に帰還したために、李道昌が浙西觀察留後となり、大暦十三年四月に至って李涵が御史大夫、李道昌が浙西都團練觀察使となったと考えるべきであろう。なお、大暦十一年「浙西觀察使・蘇州刺史・御史大夫」の「御史大夫」は節度使・觀察使になる際に帯びる憲銜であり、中央での本官ではない。

はない。しかし後掲するように李陽冰には洛陽での作「唐大曆十年具官名氏」があり、当時すでに何らかの官に就いていた。したがって李陽冰の上京は大曆十年以前である。

（2）李勉説の検討。李勉は大曆七年十一月に嶺南節度使から工部尚書として召還され、翌八年二月に永平軍節度使・滑州刺史に遷っている。そこで大曆七年冬に「上李大夫論古篆書」し、八年春に李陽冰は徵用され上京したことが考えられる。ただし嶺南広州から長安までは少なくとも三ヶ月を要する。李勉が帰朝上奏した時はすでに春三月になっていたであろうから、李陽冰が「草見吳洲發」する春に上京を果たすのは時間的にみて困難であろう。

そこで注目されるのが李陽冰による李勉の撰「滑臺新驛記」の篆書である。この「記」は「大曆九年八月立」であるから、大曆九年八月に李勉の要請によって李陽冰が篆書したものであり、大曆十年以前の時間的条件にかなうだけでなく、これまでの多くの作が篆額であったのと異なる点が注目される。それは全文約三百字の篆書であり、後に賈耽・舒元興らが激賞するように、李陽冰の代表作と見なされる大作である。李陽冰はなぜこの時期に、またなぜ李勉のためにこのような大作を書いたのか。それは「上李大夫論古篆書」にいう「陽冰志在古篆、殆三十年」の篆書の学殖と芸術性を遺憾なく発揮するものであり、李勉の知遇に応えたものに他ならない。そこで以上のことを勘案すれば、大曆七年（772）冬に李陽冰は李勉に上書して八年春に李勉が「歸奏之日、一使聞天」し、そのことによって李陽冰は九年春に詔を得て上京した、と考えることができる。

（2003.6.20）（以下、次号）